

# 会議の経過

開議 午前10時00分

平成29年6月8日（第1日目）

議長（佐藤孝悟君）

ただいまから平成29年平泉町議会定例会6月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

はじめに、議長から諸般の報告を行います。

本定例会6月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、監査委員から平成29年2月から4月までの現金出納検査の結果についての報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、本定例会6月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

なお、佐熊睦子教育委員長から通院治療中による欠席届が出されており、本澤京子教育委員長職務代理者が代理出席しておりますことを申し添えます。

次に、定例会3月会議以降の報告事項については、印刷してお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会議員から、一部事務組合議会の報告を求めます。

一関地区広域行政組合議会の報告を願います。

一関地区広域行政組合議会議員、升沢博子議員。

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

一関地区広域行政組合議会報告書。

23ページをお開きください。

一関地区広域行政組合議会について、その概要を次のとおり報告します。

平成29年6月8日。平泉町議会議長、佐藤孝悟様。一関地区広域行政組合副議長、升沢博子議員、真籠光幸。

23ページの裏をお開きください。

第33回一関地区広域行政組合議会定例会が、平成29年3月23日午前10時より一関市役所において開催されました。

一般質問に続き、付議事件（1）報告第1号、職員による自動車事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告について、（2）議案第1号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、（3）議案第2号、平成29年度一関地区広域行政組合一般会計予算、（4）議案第3号、平成29年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算。

24ページです。

報告第1号、職員による自動車事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告について。

一関地区広域行政組合管理者専決条例第2条第2号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成29年3月23日提出。一関地区広域行政組合管理者、一関市長、勝部修。

24ページの裏に、専決処分の内容について記載されてございますので、お目通しをお願いいたします。

25ページでございます。

議案第1号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を次のように改正する。

附則についてでございます。平成29年度における保険料率の特例につきまして、以下のとおり内容についてはお目通しをお願いいたします。25ページの裏にわたっております。

次に、26ページでございます。

議案第2号、平成29年度一関地区広域行政組合一般会計予算。

平成29年度一関地区広域行政組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億3,303万7,000円と定める。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用となっております。

26ページの裏をお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金18億5,328万8,000円、1項分担金17億6,849万9,000円、2項負担金8,478万9,000円。

2款使用料及び手数料2億306万円、1項使用料4万1,000円、2項手数料2億301万9,000円。

3款国庫支出金779万5,000円、1項国庫補助金386万3,000円、2項委託金393万2,000円。

4款財産収入594万8,000円、1項財産運用収入594万6,000円、2項財産売払収入2,000円。

5 款寄附金、1項寄附金1,000円。

6 款繰入金 1億554万2,000円、1項基金繰入金 1億554万1,000円、2項特別会計繰入金1,000円。

7 款繰越金、1項繰越金1,000円。

8 款諸収入5,740万2,000円、1項組合預金利子 1万円、2項受託事業収入1,455万4,000円、3項雑入4,283万8,000円。

歳入合計22億3,303万7,000円。

次に、27ページの裏をお開きください。

歳出です。

1 款議会費、1項議会費334万8,000円。

2 款総務費4,328万8,000円、1項総務管理費4,316万5,000円、2項監査委員費12万3,000円。

3 款衛生費20億8,568万8,000円、1項衛生総務費6,689万円、2項火葬場管理費5,356万1,000円、3項ごみ処理費15億8,948万8,000円、4項し尿処理費3億7,574万9,000円。

4 款公債費、1項公債費9,071万2,000円。

5 款諸支出金、1項介護保険特別会計繰出金1,000円。

6 款予備費、1項予備費1,000万円。

歳出合計、22億3,303万7,000円。

28ページからの事項別明細書はお目通しください。

次に、45ページ、議案第3号でございます。

平成29年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算。

平成29年度一関地区広域行政組合の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ147億9,521万5,000円、サービス勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,638万3,000円と定める。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

45ページの裏をお開きください。

第1表、歳入歳出予算、事業勘定です。

歳入、1款保険料、1項保険料25億4,641万円。

2款分担金及び負担金、1項分担金21億3,696万8,000円。

3款使用料及び手数料、1項手数料20万円。

4款国庫支出金36億9,305万9,000円、1項国庫負担金24億9,461万7,000円、2項国庫補助金11億9,844万2,000円。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金39億8,428万7,000円。

6款県支出金21億1,307万9,000円、1項県負担金20億1,318万3,000円、2項財政安定化基金支出金1,000円、3項県補助金9,989万5,000円。

7 款財産収入、1項財産運用収入 6万5,000円。

8 款繰入金、1項基金繰入金 3億2,059万3,000円。

9 款繰越金、1項繰越金1,000円。

10款諸収入55万3,000円、1項延滞金、加算金及び過料1,000円、2項雑入55万2,000円。

歳入合計147億9,521万5,000円。

次に46ページの裏をお開きください。

歳出、1款総務費 2億8,033万2,000円、1項総務管理費 1億5,646万3,000円、2項賦課徴収費 295万6,000円、3項認定審査費 1億2,091万3,000円。

2款保険給付費、1項介護サービス費138億7,016万円。

3款地域支援事業費 6億4,136万2,000円、1項介護予防・生活支援サービス等事業費 3億5,944万円、2項包括的支援等事業費 2億8,192万2,000円。

4款基金積立金、1項基金積立金 6万5,000円。

5款公債費、1項公債費29万6,000円。

6款諸支出金、1項諸支出金200万円。

7款予備費、1項予備費100万円。

歳出合計147億9,521万5,000円。

次に、47ページ、歳入歳出予算、サービス勘定でございます。

歳入、1款サービス収入、1項予防給付費収入3,635万1,000円。

2款繰入金、1項一般会計繰入金1,000円。

3款繰越金、1項繰越金1,000円。

4款諸収入、1項雑入3万円。

歳入合計3,638万3,000円でございます。

次に、47ページの裏をお開きください。

歳出でございます。

1款サービス事業費、1項介護予防支援事業費3,638万2,000円。

2款諸支出金、1項繰出金1,000円。

歳出合計3,638万3,000円。

48ページからの事項別明細書はお目通しをお願いいたします。

以上、議案第1号、議案第2号、議案第3号とも原案どおり可決となりましたことを報告申し上げます。

これで広域行政組合の報告を終わります。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で一部事務組合議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を行います。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

おはようございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

3月17日から6月7日までの行政報告であります。

3月17日、岩手銀行海外カード対応のATM設置セレモニーが行われております。平泉レストセンターに設置されております。

3月19日になります。東北風土マラソン＆フェスティバル2017が宮城県登米市で行われておりますが、栗原、登米、一関、平泉の4市町連携の中で行われている行事に参加させていただいたところであります。

3月21日、総合発展計画審議会が開催されております。

3月23日、一関地区広域行政組合定例本会議が開催されております。

3月30日になりますが、道の駅平泉の竣工式が開催されております。

4月5日になりますが、もち土産品完成発表会が庁舎内で行われております。菓子工房吉野屋さん、千葉恵製菓さん、松栄堂さんによります地元の餅を使った商品開発をお願いしたところであります。吉野工房さんのもちもち感たっぷりの菓子、そして千葉恵さんでは餅のぱりぱり感を出しての商品開発、そして松栄堂さんにはふんわり感を出していただいた餅を使った菓子をつくりていただいたところであります。今、道の駅で販売させていただいているところであります。

4月7日、春の全国交通安全運動、黄色い羽根配布活動が駅前、そして長島七曲付近の2カ所で行われております。

4月9日になります、「金色の風」の種まき式が中尊寺で開催されております。ご承知のとおり、オリジナル品種であります「金色の風」の種まき式ということになります。

4月21日になりますが、平泉ワイナリーシードルの試飲会ということで、平泉の地元のリンゴを使って開発されたシードルであります。

4月22日になりますが、西行桜の森まつり、本年も多くの方々にお集まりいただきまして、参加していただきまして、桜の植樹を含めながら、桜の森でのお花見会を開催させていただいたところであります。

同日になりますが、「平泉の文化遺産」復元VR試写会、無量光院で開催させていただいております。

4月27日になりますが、道の駅平泉の開所式が開催されております。その後、5月の連休に入ったわけですが、多くの方々に訪れていただいたところであります。

4月28日、東北ILC推進協議会の総会が仙台市で開催されております。

5月1日から5日まで、春の藤原まつりが開催されました。5月1日には藤原四衡公の追善法要が中尊寺で開催されております。その期間に、5月2日、小笠原村より副村長、議長が表敬訪問をしていただいているところであります。

5月8日になりますが、「金色の風」の田植えが第2遊水地内の圃場で開催されております。知事が田植え機に乗っての田植えであります。大変ご苦労をかけたところでありますが、関係各位の皆様方にご参集いただいた田植え式であります。

5月15日になりますが、道の駅平泉入店者30万人突破記念セレモニーが道の駅で開催されております。

5月23日になりますが、地域懇談会が5月、6月、7月までの日程で開催されております。現在まで、第5区まで懇談会をさせていただいたところであります。

5月24日になりますが、100歳到達者への記念品の贈呈であります。9区の鈴木ノブさんという方であります。心からお祝いを申し上げたいというふうに思います。

5月26日、新規高等学校卒業者雇用要請活動ということで、平泉町では商工会、一関市は商工会議所に市長と私、そして関係の学校の皆様と、地元の関係の皆様とともに活動を行ったところであります。

5月27日になりますが、ライス・アート in ひらいづみが長島、高館橋付近の圃場で開催されております。緑が丘中学校からのグリーンツーで参加の生徒さんたちも参加していただき、おおむね300名以上の方々が参加して行われております。

5月29日になりますが、東北「道の駅」連絡会の総会が仙台市で開催されております。本年は、国見町と平泉町が新たに加入されたということで、それぞれ時間を使って3分間のPRをしてくださいということさせさせていただいたところであります。東北では、現在で155カ所ということになっております。

6月3日になりますが、中国・天台県人民政府団に表敬訪問いただいているところであります。

6月4日になりますが、IBCラジオ「平泉ウォーク」が遺産センターを出発点、終着点で、7キロと4キロのコースで本年も行われ、本年は10回という大会でありまして、村上弘明さんも出席していただいての大々的なウォークがありました。600名以上に上る方々に参加をいただいているというところになります。

以上であります。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で町長の行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、1番、氷室裕史議員、11番、寺崎敏子

議員を指名します。

---

議 長（佐藤孝悟君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会6月会議の会議期間は、本日から6月15日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から6月15日までの8日間に決定しました。

なお、会議期間中の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

---

議 長（佐藤孝悟君）

日程第3、報告第6号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、最初に、報告案件1件につきましてご説明をいたします。

議案書の1ページをお開き願います。

報告第6号、繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度繰越明許費に係る歳出予算の繰り越しについて、議案書2ページの別紙のとおり報告しようとするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

なければ、次に進行いたします。

---

議 長（佐藤孝悟君）

日程第4、議案第32号、平泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第33号、損害賠償の額の決定に関し議決を求めるについて、日程第6、議案第34号、指定管理者の指定に関し議決を求めるについて、日程第7、

議案第35号、平成29年度平泉町一般会計補正予算（第1号）、日程第8、議案第36号、平成29年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第9、議案第37号、平成29年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）、以上合計6件を一括議題としたいと思います。

本案についての提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、ご説明をさせていただきます。

条例案件1件、事件案件2件、補正予算案件3件、計6件につきましてご説明をいたします。

議案書の3ページをお開き願います。

議案第32号、平泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部が改正されたため、所要の整備を図らうとするものでございます。

次に、議案書4ページをお開き願います。

議案第33号、損害賠償の額の決定に関し議決を求めるについてでございます。

次のとおり法令上町の義務に属する損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

1、損害賠償の額、78万6,060円。

2、相手方の住所及び氏名は記載のとおりでございます。

3、事件の概要、平成29年1月16日、奥州市水沢区字大畑小路地内において、職員運転の公用車が対向車線にはみ出し、停車していた相手方所有の車両に衝突し、相手方は首を負傷し治療を要したものでございます。

次に、5ページをお開きください。

議案第34号、指定管理者の指定に関し議決を求めるについてでございます。

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項及び平泉町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

1、対象施設名、宿泊交流体験施設「浄土の館」。

2、施設の所在地、平泉町平泉字毛越248番地。

3、指定管理期間、平成29年7月1日から平成34年6月30日まで。

4、指定者、住所、平泉町平泉字花立11番地1。団体名、合同会社ひらいづむ。代表者名、代表社員、菊池幸介。

提案理由でございますが、宿泊交流体験施設「浄土の館」の管理を行わせるため、平泉町浄土の拠点施設設置条例に基づき指定管理者を指定しようとするものでございます。

次に、議案書6ページをお開き願います。

議案第35号、平成29年度平泉町一般会計補正予算（第1号）でございます。

平成29年度平泉町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,227万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億4,872万6,000円としようとするものでございます。

次に、議案書19ページをお開き願います。

議案第36号、平成29年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成29年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,474万2,000円としようとするものでございます。

次に、議案書21ページをお開き願います。

議案第37号、平成29年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、平成29年度平泉町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成29年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款水道事業費用、第1項営業費用6万5,000円。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案については、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号から議案第37号までの6件の議題につきましては、最終日の本会議で議決することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

---

休憩 午前10時35分

再開 午前10時53分

---

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

日程第10、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

通告1番、真籠光幸議員、登壇質問願います。

5番、真籠光幸議員。

5番（真籠光幸君）

質問通告1番、真籠光幸であります。

今回通告しています質問は4件であります。

1件目の質問は、都市、地方に關係なく少子高齢化社会を迎へ、人口は減少の一途をたどっています。平成28年度の全国出生数が100万人を割り込み98万1,000人となつたことは、前回定例会3月会議一般質問で触れたところでございます。

平泉の実態といたしましても、昭和25年の1万1,320人をピークに減少をたどり、出生数から死亡数を引いた自然増減率と、転入から転出を引いた社会増減率が上昇しています。こうした人口減少を続ける中にあって、どのような施策が必要なのかについて質問いたします。

1つ目に、人口減少問題は、多方面に影響を及ぼします。出生数減少に歯止めがかかるには相当に長い年月を要することになり、過疎化が進む山間部にありますと、伝統文化の継承を難しくするばかりか、地域社会そのものが崩壊しかねない事態に陥ることが危惧されております。当町におきまして、今後どのような事態が想定され、またその対策をどのようにとるのか考えを伺います。

2つ目に、出生数減少に少しでも歯止めをかけるためにも、結婚・出産の機運を高める施策が重要であると思われますが、現在実施している婚活とともに、さらに深化させるような有効な対策について考えを伺います。

3つ目に、出生数が確実に減り続け、町の人口が減少することを前提としたまちづくりの重要な課題といたしまして、人材不足を補い、健康増進や生きがいづくりなど、高齢者人材の活用が重要と思われます。その一方で、生涯未婚者の増加は、ひとり暮らし高齢者の増加をも意味します。こうした高齢者の対策として、どのような施策で対処していくのか考えを伺います。

2件目の質問は、防災対策について、2項目の質問をいたします。

1つ目は、Jアラートの活用と運用のあり方について考えを伺います。

2つ目に、同様に住民の命を守る迅速避難のための避難訓練や、住民への伝達手段、周知について考えを伺います。

3件目の質問は、子どもの視力検査について、2つの質問をいたします。

1つ目には、裸眼視力1.0未満の子どもの割合、小中学生の傾向について考えを伺います。

2つ目は、視力低下の原因としてのスマートフォン、テレビゲームとの関連性について対策を伺います。

4件目の質問は、町道衣闌線及び中尊寺交差点の無電柱化の進捗状況について伺います。

昨年、県へ要望いたしました町道衣闌線、中尊寺通りでございます、及び県道三日町瀬原線・中尊寺交差点付近の無電柱化計画の概要、範囲と実施計画、時期の進捗について伺います。

質問は以上であります。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

真籠光幸議員からのご質問にお答えをいたします。

1番の人口減少対策についてのご質問の（1）になりますが、出生数減少に歯止めがかかるには相当に長い年数を要することになるが、当町において、今後どのような事態が想定され、またその対策をどのようにとるかのご質問にお答えをいたします。

人口の減少につきましては、2015年国勢調査による人口集計値において、日本が本格的に人口減少社会に突入したことがわかったとされております。人口減少は、地方は特に重大な問題となっており、その原因を究明し、対策を講ずる必要があります。

人口減少の主な要因は、出生率の低下と都市部への人口流出であり、これらが加速することにより、少子高齢化社会が進むものと予想されます。働く、子どもを産むといった生産世代が減少することで、地域の産業が後継者不足になり、より成り立たなくなることが心配されております。

これらに対する町の取り組みとしては、子どもの数を増やす政策が挙げられます。医療費の助成につきましては、今年度から高校生まで対象を拡大し実施することとしております。

なお、生産世代が町内で増えしていくことが一番の課題と認識しておりますので、企業や農業生産者と連携をとりながら、働く場の創出に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に（2）の結婚・出産の機運を高める施策が重要であると思われますが、現在実施している婚活とともに、さらに深化させるような有効な対策についてのご質問にお答えをいたします。

出生数の減少につきましては、晩婚化により子どもの人数が減少していること、また女性の社会進出により、子どもを持たない女性が増えてきていることが要因であると考えられます。また、将来的な子どもの養育費に対する不安があるのかもしれません。

現在は、人生の選択肢も増えてきております。若い世代に結婚の良さを知ってもらい、理解を深めてもらうことも必要であると考えております。

婚活事業といしましては、県と市町村が共同出資して行う“いきいき岩手”結婚サポートセンターによる事業がございます。従来のお見合いとは異なり、会員登録制で、コンピューターによるマッチングシステムを利用し、パートナー探しをサポートしております。費用につきましては町で助成をしておりますので、ぜひ活用いただきたいと思っております。

次に、（3）の健康増進や生きがいづくりなど、高齢者人材の活用とひとり暮らし高齢者の増加に対する施策についてのご質問にお答えをいたします。

まず、健康増進や生きがいづくりなど、高齢者人材の活用につきましてお答えをいたします。

人口減少が進む反面、高齢者人口は年々増加しており、高齢者の方が生き生きと暮らすための健康増進や生きがいづくりの取り組みは重要であります。地域の住民団体主体で行う集いの場としてのふれあいサロンや、運動機能向上を目指す平泉いきいき百歳体操などへの参加を促進しております。

また、この取り組みを支える人材不足を少しでも解消するために、元気な高齢者の社会参加の

機会を増やすことが必要で、介護保険制度の新しい総合事業などを活用しながら、高齢者が地域で活動する体制づくりを推進してまいります。

また、ひとり暮らしの高齢者の対策として、どのような施策で対処していくのかの質問につきましては、行政区を中心とした見守りや生活支援活動を基本としながら、町で行っている介護保険サービス以外の高齢者の福祉サービスである訪問給食サービスや緊急通報サービス、緊急医療情報キットの配布や、民間事業者と連携して見守りを行う高齢者見守りネットワーク事業とともに、生活支援コーディネーターや関係機関と連携しながら、高齢者が元気に住みなれた地域で生活できるよう支えていく体制づくりを推進してまいります。

2番の防災対策についてのご質問の（1）Jアラートの活用と運用のあり方についてのご質問にお答えをいたします。

Jアラートは、大規模災害や武力攻撃事態、存立危機事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報を、通信衛星を利用して防災行政無線を自動起動させ、サイレンや放送によって住民へ緊急情報を伝達するシステムでございます。

本町におきましても、防災行政無線と連動させて、屋外子局、戸別受信機を通じて町民への情報伝達を行う体制を整備しており、毎年全国で行われる一斉訓練に参加し、訓練放送を実際に流して自動起動等の機器の操作確認を行っております。

また、最近の北朝鮮情報等により、県総務部総合防災室長による通知に基づきまして、町民向けにホームページを活用した情報提供を行い、Jアラートを活用した情報伝達のための機器点検を行ったところであります。引き続き機器の整備等には万全を期し、的確な情報伝達を行ってまいります。

次に（2）の住民の命を守る迅速避難のために、避難訓練や住民への伝達手段、周知についてのご質問にお答えいたします。

住民への情報伝達につきましては、防災行政無線、緊急速報メール、広報車、町ホームページ等、状況に応じまして必要な情報を適時的確に伝達すべく努めております。

避難訓練につきましては、一関西消防署平泉分署による防災セミナーを活用しまして、各地区の自主防災会を中心に開催を促進してまいります。

また、今年度作成を予定しておりますハザードマップを活用した訓練等を今後検討してまいります。引き続き地域防災力の強化に努め、災害に備えた体制に努めてまいります。

次に、3番の子どもの視力検査についてのご質問の（1）裸眼視力1.0未満の子どもの割合、小中学生の傾向、増減について、（2）視力低下の原因としてのスマートフォン、テレビゲームとの関連についての対策はのご質問につきましては、後ほど岩渕教育長から答弁をさせます。

次に、4番の町道衣闌線及び中尊寺交差点の無電柱化の進捗状況についてのご質問の（1）昨年、県へ要望しました町道衣闌線及び県道三日町瀬原線及び中尊寺交差点の無電柱化の進捗状況についてのご質問にお答えをいたします。

県道三日町瀬原線は、無電柱化に係るガイドラインに沿って無電柱化を進めることとし、平成29年度に測量業務を実施する予定であると聞いております。範囲、時期についてはこれから検討

していくということですが、一般県道平泉停車場中尊寺線、通称中尊寺通りの完成後に本格的に着手するものと思われます。

なお、中尊寺通りの完成予定だった平成29年度内の完成は厳しい状況にあると聞いております。また、町道衣闌線については、県道の事業とあわせて実施する予定でございます。

以上であります。

議 長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

子どもの視力検査についての質問にお答えします。

(1) の裸眼視力1.0未満の子どもの割合の傾向についての考え方でございますが、裸眼視力1.0未満の子どもの割合については、各学校での視力検査の結果、平成28年度、小学生31.3%、中学生53.7%、合計では38.4%となっております。それ以前、平成27年度は、小学校22.9%、中学校57.1%、計34.0%、平成26年度は、小学生30.9%、中学生62.4%、計41.7%、平成25年度は、小学生37.2%、中学生59.5%、計45%、平成24年度は、小学生39.2%、中学生61.4%、計46.8%となっております。

平成28年度と平成24年度を比較しますと、小学生で7.9ポイント、中学生で7.7ポイントの減少となっております。そうですが、傾向としましては、その年度や学年ごとにばらつきがあること、また学年が上がるにつれて視力が低下していき、中学3年生で最も低下することがうかがわれます。年齢が上がることによる視力の低下が考えられ、その他の要因としては、環境や生活習慣が複合的に影響しているものと考えられます。

2点目の視力低下の原因としてのスマートフォン、テレビゲームとの関連について、その対策をということでありますけれども、平泉町では、毎月1日はテレビ、ゲーム、パソコン、スマホなどは利用せず、読書をする日とするノーメディアデーの取り組みをはじめ、今年度は中学校PTAが実施しております毎週日曜日午後9時以降は情報機器に触れない、日9ノーメディア運動を各小学校でも取り組むこととし、家庭から地域への広がりを目指して啓発活動を展開してまいります。

各学校では、保護者と児童生徒を対象とした情報メディアとの上手なつき合い方をテーマに、講演会の開催や、アンケートの実施により児童生徒の利用状況の実態を把握した上で、その結果をまとめ、地区懇談会や学級懇談会での話し合いでの話題提供をしております。

また、中学校のPTAで新たな取り組みとして、情報機器を使用する際は30分ごとに休憩をとる、情報機器の使用は午後10時まで、インターネットを利用しているかどうか等、保護者からの声掛け、内容を把握するといった取り組みをしており、メディアとのかかわり方については、今後も学校やPTAと連携しながら重点的に取り組んでまいります。

以上でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

5番、真籠光幸議員。

5 番（真籠光幸君）

それでは、再質問させていただきます。

年間出生数が100万人を割りまして、日本の少子化はさらに厳しい局面を迎えていることは冒頭申し上げたとおりであります。戦後間もない昭和24年には270万人を超えていたということと比較すれば、いかに少なくなったかがわかるかと思います。これは通過点であって、国立社会保障・人口問題研究所が平成72年には50万人にすら届かなくなると推計をしてございます。

さて、さきに議長に許可をいただきまして、資料を配付してございます。

お配りしました資料の1番目をご覧いただきたいと思います。

平泉の人口と世帯数の推移でございます。数字につきましては、さきに発行しております平成27年度版の町勢要覧と、平泉町の総合戦略の平成28年版、これに町民福祉課から資料請求した数字を加味したものであります。人口のピークが昭和25年の1万1,320人、平均家族数が6.3人であります。平成29年度の現時点で7,851人、平均家族数が3人であります。この世帯数を見ますと、統計をとった大正9年が人口が7,924人、ほぼ同数の人口でありますが、世帯数が1,297世帯に比較しますと、平成29年現在で2,650世帯と倍増して、過去最高の世帯数となっておりますが、人の数は変わっていない。そして、平均家族数が3.1になっているということであります。いわゆる核家族化が進んで、人は増えていないということです。

次に、資料の2をご覧いただきたいと思います。

人口の動態ですが、自然動態では平成28年度の出生数が45人、死亡数が118人の増減がマイナス73人、同じく平成28年の社会動態では、転入が209人、転出が215人でマイナスの6人、合わせて人口増減数がマイナス79人となっています。一貫して死亡数が出生数を上回り、平成20年から大きく上回っていることが確認できます。また、転出者が平成25年以来の1桁台になりました、若干緩和されているのかなとも数字上からは見ることができます。

ここで顕著に見えるのが、婚姻数の大幅な減少です。平成26年までは3桁で推移してきたものが、平成27年、28年とおよそ4分の1に減少しておる事実でございます。平成28年度の婚姻が28件で、婚姻率が3.5%になります。平成22年の婚姻数が113件、婚姻率13.5%のときと比較すれば、大幅に減少しているということがおわかりになると思います。これはやっぱり平泉町として非常事態宣言を出さなければいけないゆゆしき事態だということが、数字の上からはつきりわかります。

一方、生涯未婚率は本町にデータがないということで、県の資料を参考にしますと、男性が23.9%、女性が10.8%、平成27年度の全国の調査データを見ますと、それぞれが23.37%、14.06%となりますので、本町も大体同様の傾向なのかなというふうに推測されるところであります。

質問に入ります。

これらのデータから、対策として急がなければならないことは、婚姻数の増加、出生率の増加に向けた取り組みであります。平泉町総合戦略基本目標、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、これを実現するためには、結婚支援策として婚活イベントだけではなくて、やはり

ここはもう現物給付に取り組むべきではないかと考えます。結婚祝い金、出産祝い金などの婚姻の促進を図る、また結婚後の住宅につきましても、期限つきの家賃助成や住宅取得助成などの施策を出し、結婚を望み、子どもを持ちたいと考える方々への未来への希望を与えるべきであると考えます。この件について考えを伺います。

議 長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

議員おっしゃるとおり、婚姻数の増加ということは、当町にとっても、日本全体にとっても、非常に大きな問題であろうかというふうに考えております。その中で、婚姻率が上がらない原因といたしまして、さまざまなことが国内でも研究されておろうかと思います。

それで、それらを克服するために、さまざまな施策があるわけでございますけれども、結婚祝い金につきまして、当町としてはまだ検討はしておりませんでした。ただ、今後このような状況が深く続していくことになれば、当町としても検討していかなければいけないかと思っております。

ただ、今現在は、先ほど町長のほうから申し上げたとおりでございますが、まずは県の i - サポ岩手、結婚支援センターのほうへの登録を促してまいりたいというふうに考えております。

今までですけれども、婚活コーディネーターとか、あとは結婚支援のイベント等を行ってきましたが、これは全国的になかなか成果が上がっておりません。ところが、この i - サポ岩手につきましては、今、岩手県内で盛岡を中心に行っておりますけれども、非常に成果が上がってきております。ただし、県南地区にまだそれらの施設がございませんことから、なかなか県南での周知が上がっていないという現実がございます。しかしながら今年、県のほうでは水沢に拠点を設けたいとしておりますので、これを契機に当町でも促進してまいりたいと思っております。

今年度は、この i - サポ岩手への登録費用が 1 万円かかりますけれども、1 万円を町のほうで助成してまいりたいというふうに思っているところです。これで、3 月までに今年 1 人が登録されておりますけれども、4 月以降でも 1 人の登録がございました。これはコンピューター上でマッチングしていくものでございますので、何よりもこの婚活の問題において難しいプライバシーの保護が図られるという点では非常にいいのではないかというふうに考えておるところでございます。

あと、住宅施策につきましても、今現在、町ではそこまで踏み込んでは考えておりませんが、議員もご承知のとおり、昨年度行いました若い世代への低価格での住宅分譲などを行いまして支援をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

5 番、真籠光幸議員。

5 番（真籠光幸君）

それとまた別の観点から、生涯未婚率が 5 年に 1 回、国勢調査をもとに公表されておりますが、

昭和45年では男性1.7%、女性が3.33%だったのですが、先ほど話しましたように、23.37%、14.06%と急激に上昇しているということがおわかりだと思います。

これも厚労省の国立社会保障・人口問題研究所の発表ですが、18歳から34歳までの未婚者のうち、結婚したいと考えている人は、男性が86%、女性が89%と高水準を保っています。結婚の障害は何なのかということです。出会いの場をつくるのはもちろん大事なことですが、結婚資金を挙げる人が最も多いという調査の結果が出ております。男女とも40%が問題は結婚資金なのだという回答を寄せてあるということです。これには、やはり非正規雇用の割合が非常に高いということ、約4割に達しているということと、雇用の不安定化が結婚を難しくしているという側面があると思います。

そこで、もう一つ聞いておきたいのは、この部分を緩和していくために、町内に定住することを条件として、結婚費用の無利子貸し出しとかいうような施策も有効になるのではないかと思うのですが、そのあたりの考え方についてちょっとお伺いします。

議 長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

結婚資金の問題につきましては、やはり非常に多額になるということもございますが、近年は結婚式をあまり派手にならない方々も多くなってきて、その辺が抑制されてきているのではないかと思うところでございます。

ただし、議員おっしゃるとおり、それらが大きな負担にもなっていくというようなことが明確になってくるような形になれば、町としても考えていく必要はあるかというふうに思いますけれども、今現在のところは検討課題とさせていただければというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

5番、真籠光幸議員。

5 番（真籠光幸君）

実は先月、女川町に行ってきました、やはりそういったものを、町が実は結婚式を挙げてあげているという実例がございました。司会進行も全て町側がやることで、費用も当然、町の公民館施設を使うので、そこぶる安価にできるという部分もあって、町ぐるみで結婚式をお祝いしているといいますか、サポートしているという実態を実は見てまいりました。こういう姿もいいのかな、こういうやり方もあるのかなということで、とてもいいもの、今までの結婚のイメージではなくて、そういった行政がもっと住民に歩み寄ってサポートしていくという姿勢も参考事例になるのではないかというふうに考えております。

本町にとっての救いは、実は合計特殊出生率が岩手県もしくは全国平均よりも上だという事実ですね。平成25年の岩手県が1.46、全国が1.43に対して、平泉町が1.95、大幅に上回っているという、特に平成23年の1.41から急上昇したと。この背景は、やはりここに子育ての施策が

有効に働いたのではないかというふうに思うわけであります。

それで、もう既婚されている方の第2子、第3子、第4子と続く、こういったところにも累進的な加算給付を行っていって、出生率の2.0以上をやはり目標に掲げるべきであると考えます。

総合戦略基本目標では、平成31年は1.7と現状より下がるというふうに予測されておりますが、平成51年に2.1を目標と掲げております。ちょっと随分消極的なのではないかなという気がするのです。

岡山県に勝田郡奈義町という人口6,000人の町があります。山合いで、何の産業もないところであります。ここの合計特殊出生率は2.81で、全国トップなのですね。理由を調べてみると、子育て政策のやはり充実であります。町長の談話なのですが、ほかの予算を削ってでも出産祝い金、10万から上限40万なのだそうですが、を出していると。それから不妊治療費の半額を5年間交付している。在宅育児支援の手当ても支給している。児童1人につき1万円だそうです。それから、高等学校への就学支援金給付ということで、年額9万円を3年間交付しているとか、さまざまな手当てをやっておる。そこで、非常にこの奈義町へ移転して、ここで子どもを産んで育てるという人たちが増えたという実例がありました。

やはり人口減少に歯止めをかけるには長い時間がかかるかと思いますが、こういったような増加を成功させている事例もありますので、ぜひ今後の総合戦略施策を遂行していく中の参考事例として受け止めていただければいいのかなということを申し上げまして、この件についての質問を終わりります。

次に、Jアラートにつきまして、まとめて伺っていきたいと思います。

Jアラートにより放送される情報といたしまして、気象庁から送信されるもの、それから内閣官房から送信されるものとあるわけですが、気象庁からは津波情報、または緊急地震速報、震度4以上です。官房からはミサイル攻撃、航空機の攻撃、テロ、ゲリラ、特殊部隊などがありますが、当地域に打撃、危険の可能性のある場合ということになります。

そこで、平泉への情報は、これは人工衛星からのものですか、それともLGWANということになるのでしょうか、発信されてから1、2秒で自治体に届くシステムになりますが、住民に対しての周知が、自動起動装置により同時に届くように整備されていると思いますが、本町の設定として、自動起動させる情報の種別、どんなものがあるのか、それから、あわせて学校内放送設備と接続されているのかも含めて、ちょっとお聞きをしたいと思います。

また、この防災無線を使っての周知になると思いますが、その前の段階で、どういったときに住民にそのような周知が行くのかといったようなものも、再度周知と訓練を改めて行うべきではないのかなというふうに思います。

それから、地震の警報というのは、よくよく皆さんはご存じだと思いますが、警報音、例えば国民保護サイレンというテロ攻撃またはミサイルが飛んできたときに鳴らされるサイレン、これはすさまじい音なのさうですが、宮城県の大崎市で誤報がありまして、このサイレンが鳴りました。病院に入院している入院患者、または学校、住民、物すごいパニックに陥ったということで、非常に多くの市民が初めて聞いた音に驚いたという事例があったということを市議会の議員

から伺っておりますが、やはりこういった音に対する備えではありませんけれども、こんなような知らせが来るのだということの前ぶれといいますか、やはりその訓練もしておく必要があるのではないかかなというふうに思います。

やはり住民の命を守るためにには、日ごろの訓練が必要であります。日ごろから、いざというときにどういうふうに動くのかということを常に考えておくことが大事だと思います。屋内にいる場合、屋外にいる場合、車の運転中とかを含めて、そのときにどういう行動をとるのかということを、配られているみんなの防災手帳がありますが、たぶん見ていないと思うんですね。それで、やっぱり家庭に掲示できるようなものを張っておいていただきて、それをハザードマップと一緒に活用させるというような、住民への周知の仕方も検討されなければいけないのかなというふうに思います。

まとめて、いろんな観点からちょっとお伺いします。

議 長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

まずははじめに、放送の起動種別でございますけれども、すみません、これにつきましては自動、手動という形の種別でよろしいか、それともそれ以上の詳細のものであれば、これについてはちょっと承知してはございませんので、後ほどということでお答えさせていただきたいと思います。いずれ、まず起動方法については、自動起動と手動起動というふうな方法がございます。

それから、学校放送との連動ということでございますけれども、学校放送との連動はなってございません。ただ、学校に、各家庭に設置しております無線機がございますので、それらによって周知するというふうな方法となってございます。

それから、訓練でございますけれども、訓練につきましては、これにつきましては自主防災会の連絡会等も組織している中で、自主防災会のほうからも要望等がございますし、町といたしましても必要性を十分感じてございまして、いずれ今年度につきましては、全区域になるか一部の区域になるかはともかく、自主防災組織と連携しまして実施する予定とさせていただきたいというふうに思ってございます。

それから、警報音でございます。これにつきましては、かなり大きな音だというふうなことは認識してございます。ただ、これは本当にそれぞれ、国民、住民の生命、財産等を守るための警報というふうなことでございますので、その辺につきましては十分、遠方にいても、家庭から離れたところにいても周知できるような音でなければならないというふうに認識してございますので、これにつきましては今後の検討課題ということをさせていただきたいというふうに思ってございます。

それから、家庭等への周知でございます。これにつきましては、防災手帳については県のほうから配布させていただいているところでございます。この活用方法もあわせて、今年度、ハザードマップの更新をする予定でございます。このハザードマップが完成いたしますならば、年内にハザードマップを作成する予定でございますので、年明けの1月から3月までの期間をか

けまして、町内5地区ほどに分けまして説明会を実施したいというふうに予定してございます。その中で、ハザードマップの中で、それについて、地震について、あとは洪水等、あとは大雨等、これ以上の雨量があった場合の避難所への退避方法とか、それらも含めまして、各地域での説明をさせていただくというふうな形で予定しているところでございますので、その中で周知を図っていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

ただいまご質問への答弁漏れがございました。

それから、警報音への慣れというか、こういう音が鳴りますよというようなことの周知も必要ではないかというお話でございますけれども、それに関しましても、いずれ年に1回の防災訓練等、今後やっぱり必要性がございますので、その訓練の中で、いずれ前もってもちろん周知はするわけでございますけれども、何月何日何時から、今後重大な危機が発生した場合に、このような音を鳴らしますというような放送を踏まえた段階での訓練については実施する必要があるかと思いますので、その辺もあわせまして検討させていただきたいというふうに思います。

議 長（佐藤孝悟君）

5番、真籠光幸議員。

5 番（真籠光幸君）

宮城県大崎市では、誤報ですからそれは間違いなのですけれども、鳴らしてから今のは間違ったという、これが非常に衝撃を受けたという部分がありますので、やっぱりこんな音が出るのだというような、もしくはこんな知らせになるのだというようなことは、やっぱり周知を前もってしておくということは必要なことだろうと思いますので、ぜひ検討していただければというふうに考えます。

質問をかえまして、子どもの視力の件でありましたが、文科省の平成28年度の学校保健統計調査を見ますと、裸眼の視力が1.0未満の割合が、小学校31.46%、中学校が54.63%、高校が65.98%、幼稚園が27.94%となって、過去最悪の結果ということが公表されてございます。

この統計局の学校保健、文科省の分析といたしまして、原因はやはりスマートフォン、それからテレビゲームが普及をして、物を近くで見る習慣がついてしまった、習性と言ってもいいのでしょうかね、習慣がついているというのが影響したというふうに分析をしております。

特にも心配なのが、幼児の視力の低下が急上昇している背景には、親が実は遊び道具として触らせているという実態があるのですね。この親の啓発をどうするのかというのも非常に難しい問題があるのですが、幼稚園児の視力低下が、これはたぶん大きくこれからも上昇していくのではないかということが心配であります。

それで、教育委員会としても、ノーメディアデー達成の目標値を掲げられているわけですが、これが平成31年度では80%までに上げたいのだという目標を設定しております。現況平成28年、

昨年度の段階ではどの程度までの進捗になっているかをお聞かせいただけますか。

議 長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

手元に資料をちょっと持ち合わせておりませんでしたので、具体的な数字はちょっと確認してからお答えさせていただきたいというふうに思います。

議 長（佐藤孝悟君）

5番、真箇光幸議員。

5 番（真箇光幸君）

おそらくほとんど進んでいないのだろうと思います。平成26年度ゼロから始まって、平成31年までに80%に引き上げるという、その具体的にどうしてその数字がどうなったかというようなデータは、たぶん次長がお戻りになってもないのだろうというふうには思いますが、やはりここは学校もしくはPTAと連携をして、もう少しこの部分については非常に大きな禍根を残さないように、きっちり指導をしていくものをやらないとダメだというふうに考えます。

それから、最後の無電柱化の件なのですが、これについては若干、事実の確認だけであります。

平泉として直接ということではなく、あくまでも要望段階というか要望ですから、具体的に希望、もしくは実施の年度の計画というのは、なかなか答えるべきものでも、答えられる立場はないと思われますが、この辺の進み具合といいますか、広域振興局とのお話というのは継続して今年度中にもやられておるのでしょうか、その確認だけお願ひします。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

県道の無電柱化の件につきましては、一関の土木センターと情報交換はしております。

それで、平成2年から国交省でアメニティ道路整備事業ということで、太田川から衣川橋までという計画では進んでおりましたが、その後中断してございます。

それで、県に移管になりましたことから、町といたしましては、残りの箇所を事業化してほしいということの要望はしております。

以上でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

5番、真箇光幸議員。

5 番（真箇光幸君）

以上で質問を終わります。

議 長（佐藤孝悟君）

これで真箇光幸議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前 1 時 4 分

再開 午後 1 時 0 分

---

議 長（佐藤孝悟君）

再開をいたします。

先ほどの真籠光幸議員からの一般質問に対し、教育長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

先ほどノーメディアデーについてのご質問がありましたが、回答が不十分でありましたので、お話をさせていただきます。

議員ご指摘の平泉町総合戦略の中にある重要業績評価指標として、ノーメディア達成割合が平成26年度をゼロとし、平成31年度に80%まで引き上げると、そういう目標を立てているわけであります、現状でございますけれども、この6月1日に平泉小学校で発行しましたスクールプラン通信というものがございます。5月のノーテレビデーの結果について報告をされております。学校全体で、いわゆるテレビを見なかった、ゼロの子どもが55%、1時間未満が37%、ですから90%強の子ども達がほぼそのノーテレビデーに達成しているというふうな状況がうかがえます。昨年度の同じような調査を6月にやっぱりやっているわけですが、そのときと比べますと12%高くなっているという状況があります。特徴的には、高学年がノーテレビの率が高くて、低学年が低いという、それも特徴的な実態かなというふうに思っているところであります。視力1.0未満の件について、そのことにかかわってお話ししさせていただきますと、30年前の全国でありますけれども、小学生の1.0未満は18%、中学校は35%の子が視力が1.0未満であるというふうになっているのですが、現在、最近では小学校で30%、中学校で50%と、小学校で3人に1人、中学生で2人に1人が1.0未満だという実態が明らかにされているところであります。

その要因であります、ゲームであるとか携帯、スマホ、これ現代的な大きな問題、テレビ視聴も含めていわゆるメディアに侵されているという状況があって、近くで長時間という、そういう実情があるようですが、加えて睡眠時間が減っていること、就寝時間が遅くなっていること、そして室外で友達と遊ぶ時間が減っていると、こういったことも要因の一つに挙げられているという実態があるようあります。ノーメディアデーについては月一でありますので、それが毎日続いているかどうかということは甚だ怪しいところがありますけれども、こういった取り込みを続けながら、できるだけ80%に近づけるように今後も努力してまいりたいというふうに思います。

以上です。

議 長（佐藤孝悟君）

それでは、午前に引き続き一般質問を行います。

通告2番、升沢博子議員、登壇質問願います。

7 番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

通告2番、升沢博子でございます。

それでは、通告に従って質問をしてまいります。

まず、1番目に、平泉町の男女共同参画施策について。

6月は男女共同参画週間もあり、月間として6月はうたわれております。国的基本法策定を受けまして、平成17年に平泉町男女共同参画計画が策定され、10年以上が経過しました。この間、急激な少子高齢化と人口減少が進み、介護問題も大きくクローズアップされるようになりました。そして、勤労世代の減少から、25歳から44歳の女性の就業率は現在71.6%と、女性の労働力が強く求められる社会となっています。国は女性活躍推進法を制定し、女性の力に期待するとしていますが、子育て、介護など、いまだに女性の負担が重く、働く環境が必ずしもよくなっているとは言い難いところがあります。そこで、平泉町の男女共同施策について、この10年あまりでどのような効果を上げているのでしょうか。それに関連した質問をさせていただきます。

最初に、平成28年度に改定した平泉町男女共同参画プランについて、平成17年の策定から10年を経たこの計画の進捗状況について伺います。

2番目に、プラン策定の後、本年2月に行った男女共同参画意識調査の結果の分析について前回の意識調査との比較検討結果は。また、施策への反映と生かし方はどうなっているでしょうか。

3番目に、当町における管理職の女性管理職の割合は減少傾向にありますが、今後、女性活躍推進法に基づき女性職員能力開発などに取り組む考えはあるでしょうか。

4番目、女性が働き続けるには、出産、育児、健康などさまざまな困難があります。そこで、当町女性職員の働く環境において改善すべき課題はあるでしょうか。

5番目、増加傾向にある女性の臨時的任用職員の取得できる特別休暇とその取得状況はどうなっているでしょうか。

大きい2つ目でございます。

道の駅平泉の開業について。

念願でありました道の駅平泉が開業いたしました。道の駅は地域の顔（ショールーム）であると言われています。町民みんなが誇れる道の駅になるよう、管理者である株式会社浄土の郷には頑張ってほしいと思っています。

そこで、開業以来30万人の来場と順調な滑り出しと報じられ、指定管理者の株式会社浄土の郷の頑張りが期待されるところですが、町としてどのようなバックアップ体制をとっていくのでしょうか。

2番目、地域振興施設整備の目的は、地域農産物及び加工品の直売を行う活動拠点を創出し、地場産業の育成及び活性化を図るとなっています。現施設では、構造上の問題から出荷した農産物の管理が困難な状態が続いている。それが喫緊の課題となっていますが、とれる対策はあるでしょうか。

3番目、顧客ニーズへの対応や運営体制などを管理者と行政が対等に協議する運営会議は現在

行っているのでしょうか。

4番目、指定管理者の行う事業運営のモニタリングは今後どのように行うのでしょうか。また、サービス水準の低下などがないよう、指導監督していく考えはありますか。

以上の質問をよろしくご回答をお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、升沢博子議員からのご質問にお答えをいたします。

1番の平泉町の男女共同参画施策についてのご質問の①になりますが、平成28年度に改定した平泉町男女共同参画プランについて、平成17年の策定から10年を経たこの計画の進捗状況についてのご質問にお答えをいたします。

男女共同参画プランにつきましては、平成17年度から10ヵ年のプランとして策定し、基本理念である男女がともに輝く豊かな社会の実現に向けて、互いに尊重し合い、社会のあらゆる分野でともに参画できるまちづくりを目指し推進してきたところであります。町といたしましては、男女がお互いに認め合い、尊重し合えることが男女共同参画において重要であり、互いに理解が深められるようにと考え、町内の女性団体等にご協力をいただきながら、講演会の開催などを男女共同参画社会の普及・啓発に努めてきたところでございます。また、平成22年には男女共同参画に関する意識調査を実施し、町民の意識の把握に努め、平成23年度においてプランの改定を行い、計画の推進に努めてまいりました。男女共同参画社会については、時代の変貌とともに、男性の家庭での家事や育児への参画や職場の働きやすさなど、一定の理解は進んでいるものと認識しているところであります。少しずつではありますが、着実に推進してきたものを感じております。今後の計画においては、東日本大震災における教訓を生かし、防災における女性参画の推進や家庭や職場において相互の理解を深められるよう啓発に努めてまいります。

次に、②プラン改定の後、本年2月に行った男女共同参画意識調査の結果の分析について前回の意識調査との比較検討結果は。また、施策への反映と生かし方はについてのご質問にお答えをいたします。

2月に実施した意識調査につきましては、町内に居住する20歳以上で年齢階層ごとに計500人を対象に行い、約43%にあたる214人の方から回答をいただいたところでございます。前回の意識調査、平成22年実施と比較しますと、全体の回答数に違いがあるものの、おおむね回答内容については同じ傾向にあると感じたところでありますが、設問の内容によっては女性の社会進出が進んだと感じる項目もあり、意識の変化も見られていると分析しているところでございます。また、先ほどの質問でもお話ししたように、男性の家事への参画割合が前回と比べ増加したと感じているところでございます。一方で、男女間における平等な社会においては、前回同様、職場や地域活動の場などにおいて、男性のほうが優遇されていると感じている回答が多く、今回新たに設問に加えた家庭生活におけるパートナーの協力姿勢への満足度においても、女性から見ればパートナーの協力姿勢に満足していないという結果になったと分析しております。アンケート調査

につきましては、平泉町男女共同参画推進委員会においてもお示しし、委員の方々からも「回答内容については前回と同じ傾向にあると感じた」や「それぞれの考えがあり男女共同参画の推進というのは難しいと感じた」という感想をいただいているところでございます。今回の調査では、自由記述にも多くの回答をいただいたところであります、これらの意見を大切にし、また家庭生活におけるパートナーとしてや職場などにおいてお互いに認め合い理解が深められるよう、引き続き普及啓発活動など、関係団体のご協力をいただきながら、意識の醸成に努めてまいります。

次に、③町における管理職の女性管理職の割合は減少傾向にあるが、今後、女性活躍推進法に基づき女性職員の能力開発などに取り組む考えはについてのご質問にお答えをいたします。

本町では、平成19年度から平泉町特定事業主行動計画に基づき職場環境の改善を図ってまいりましたが、平成27年8月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立したことに合わせ平成28年度に新たな平泉町特定事業主行動計画を策定し、女性職員の活躍推進を進めているところです。ご指摘のとおり、平成23年には管理職員のうち女性管理職員の割合が30%でありましたが、近年は約14から15%前後となっております。これは女性管理職が多くいた保育所、幼稚園の女性管理職員が退職したこと、管理職員となる世代の女性職員の割合が他の世代の女性職員に比べ少ないことなどが一因として挙げられます。このような組織機構の整備を図るため、本計画においても、女性の正職員の採用割合を平均50%前後で維持していくことを目標として掲げており、過去3年間における採用実績は平均50%となっております。また、女性職員が定年まで安心して働き続けるようワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、各種制度の充実を図っていく所存です。

能力開発につきましては、管理職に登用していくために、必要な研修への参加支援を引き続き継続していくとともに、新規採用職員等に対する府内研修に次世代育成支援対策に関する講義を新たに設け、各種制度等を周知し、女性職員が安心してその能力を十分に発揮できる職場環境整備に努めてまいります。

次に、④の女性が働き続けるには、出産、育児、健康などさまざまな困難があります。そこで、当町女性職員の働く環境において改善すべき課題はあるかについてのご質問にお答えをいたします。

ただいま申し上げましたとおり、平泉町特定事業主行動計画に基づき、女性が直面することが多い出来事に活用できる各種休暇制度等の拡充、整備を図ってきたところです。しかしながら、必ずしも取得率が高いとは言い切れない休暇もあり、これが課題として挙げられると考えられます。また、女性の活躍を推進するためには、男性及び職場全体の理解と協力が必要不可欠です。特に子育ては女性だけが担うものではなく、男性も同様に担うべきものであります。男女ともに育児に対しての理解を深めるためにも、男性職員も育児により積極的に参加できる雰囲気の醸成も今後の課題となってくると考えます。当町では、現在、男性職員の配偶者の出産立ち会いや育児参加のための休暇等は広く活用されております。今後も制度の周知を徹底し、さらなる休暇取得促進に向け、職場全体として休暇を活用し、女性が活躍し続けることのできる環境づくりを進めていくよう努めてまいります。

次に、⑤増加傾向にある女性の臨時的任用職員の取得できる特別休暇とその取得状況はについてのご質問にお答えをいたします。

当町の臨時的任用職員が取得できる特別休暇につきましては、公民権行使のための休暇、忌引休暇のほか、平成27年度より子の看護休暇、子の介助休暇、生理休暇を設けております。取得状況でございますが、休暇が増設された平成27年度には、子の看護休暇取得者が5名、子の介助休暇取得者が2名、平成28年度は子の看護休暇取得者が7名、子の介助休暇取得者が5名となっております。

次に、2番の道の駅平泉の開業についてのご質問、①町としてのバックアップ体制についてのご質問にお答えをいたします。

道の駅平泉は、関係各位のご尽力とご協力により4月27日にオープンを迎え、初日から多くの方々に足を運んでいただいているところでございます。町としてのバックアップ体制については、指定管理者が道の駅利用者に対するサービス向上が図られ、地域振興が推進されよう、町と指定管理者が締結している基本協定書に基づき、相互に協力し、可能な範囲で支援してまいります。

次に、施設の状況についてのご質問にお答えをいたします。

質問の内容につきましては、物産館の室温が設定している温度まで下がりにくいことであり、こちらにつきましては関係業者と調整を行い、空調システムの改善について対応をしているところでございます。

次に、③運営会議についてのご質問にお答えをいたします。

現在のところ、運営会議といった名目の会議は行っておりませんが、直接担当者などが出向いたり、懇談の場を設け、運営状況の確認や対応など意見交換を行っているところでございます。今後も定期的に懇談の場、協議の場を設け、よりよい道の駅となるよう指定管理者とともに努めてまいります。

次に、④事業運営のモニタリングはどのように行うのか。また、サービス水準の低下などがないよう指導監督していく考えはの質問にお答えをいたします。

指定管理者の行う事業運営のモニタリングにつきましては、基本的には基本協定書に基づき、年間の事業報告書より事業運営の状況を確認するものですが、開業後、定期的に道の駅に出向き、現地において運営状況や管理状況の確認を行っているところでございます。また、定期的な現地での状況確認のほか、提言箱を設置し、直接利用者の声をお聞きすることで、サービス水準の低下などがないよう、道の駅設置者として指導監督していきたいと考えているところであり、指定管理者であります株式会社浄土の郷平泉には、地域に親しまれ、町の地域活性化や魅力発信の場となるよう従業員一丸となって運営されるよう期待するものであります。

以上であります。

議 長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

答弁ありがとうございました。

それでは、順番に再質問をさせていただきます。

最初に、男女共同参画プランについてでございますが、平成17年にはじめて平泉は計画を策定したわけでございますが、このときも平成15年に意識調査を行い、その結果を受けて平成17年の策定となり、そして途中5年を経過した平成22年だったと思うのですが、また改めて意識調査を行い、そしてその途中改定という形で平成23年の改定にその反映をさせてきたと思っております。

その後、予定は平成28年、10年を経過したところでの平成27年までではあったのですが、平成28年途中に改定という形になったわけですが、その改定をした後に、今年2月に意識調査を行ったという、その理由といいますか、今までであれば意識調査を行った上で対比といいますか、どれぐらい施策が反映させて進んできたかということが改定の中にあらわれてくると思うのですが、それが今回ちょっと1年というか、半年というか、遅れたことについての理由をお聞かせ願いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

1年遅れた理由につきましては、平成28年度に改定する予定でございまして、男女共同参画推進委員会のほうを開催いたしました。その段階で、意識調査につきましては、あまり変化がないだろうから平成28年度改定でいいというご意見をいただきておったのですが、いざ昨年の3月に改定委員会を開催したところ、やっぱり意識調査をするべきだということを推進委員の皆様から言われまして、それを受けまして今年度、意識調査をして新たに改定したという形になってございます。これに関しまして、この比較につきましても、3月に行いました推進委員会の中で、どこがどういうふうに変わった、もしくはどこが進んだのかということも明示いたしましたけれども、やはり大きなものは、男性の家事の比率が増えているということと、女性の地域の行事への参画が増えたということは、この10年間での大きな成果であったのではないかというふうに考えておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

ぜひ今回のそういった結果を公表する場といいますか、そういったところを、過去にはある程度広報でそういった結果を明示していくと言っていた時代もあったのですけれども、なかなかそれも実現してこなかったというところもありますので、そういう場をつくるというところも、そう大きな変化はない言いながらも、やはりこういう町として施策をとっているということでは必要ではないかと思いますが、これについてはどういうふうなお考えでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

公表のほうですが、各女性の団体の総会等ではお示ししておるところでございますが、当課と

してまだちょっときちんと整理できていなくて、それを公表に至っていないというのはそのとおりでございます。広報、もしくはホームページ等で皆さんに周知できるような形で進めてまいりたいと思っております。

議 長（佐藤孝悟君）

7 番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

それでは、次に、先ほども申し上げましたが、やはり平成15年から大体十四、五年たっているわけですが、その時代と比較して、やはりあの時代の介護というところのウエイトも大きく、高齢化率も上がっているということの大きさもありますし、それからやはり女性が働くという部分で、それだけの労働力を求められているということは先ほども申し上げました。そういう意味で、働く女性たちの今回のその意識調査の中で、ちょっと職場環境があまりよくないといった声もちょっと多かったように思いました。今回、平泉町役場内の環境というか、それをどうなっているでしょうかということをちょっとお聞きしましたところ、管理職は先ほどの答弁の中にもありました、30%が今14.2%ぐらいになっていると。ただ、町長も常日ごろ数字だけではないというふうにおっしゃっていることはわかりますが、やはりその年代のせいもあるのかと思いますが、定年まで働き通す女性がどうしても男性よりも少ないというところもあるのかなと思います。

それから、先ほどの答弁の中にありましたが、平泉町特定事業主行動計画ということを、平成28年に新たに策定、平成32年までということになっておりますが、私もこれよくわからないで、今回のご答弁で、ああこういうものがあるのだなというふうにわかったわけですが、その中でやはり時間外労働といいますか、そういったところが平泉町の、平均するとひと月18時間、女性においては17時間ぐらいの時間外労働があると。年間を通すと200時間を超えた時間の時間外労働を行っているという。ちょっと県内の自治体を調べてみたけれども、少ないのでないということで、ひと月の部分が1桁のところが結構多かったように思いますが、その辺についての平泉の状況はどういうふうにお考えでしょうか。

議 長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

女性のひと月あたりの時間外の時間数についての状況でございますけれども、県下平均については承知してございませんけれども、平泉町におきましては、これ平成27年度の実績でお話しさせていただきますけれども、女性職員が月平均17.2時間でございました。男性職員については19.5時間ということで、男女それほどの比率はないということでございますけれども、確かに2桁台の時間数になっているというのは事実でございます。これにつきましては、いずれ特段のその理由といいますか、県と比較しての理由、詳細なその検討等はやったことございませんので詳細はわかりませんけれども、いずれ男女差はほとんどないというようなところで、男女間の仕事量等の均等は図れているものというふうなことでございます。総体的な仕事量につきましては、多少の量の誤差はあるかもしれませんけれども、いずれ男女格差はそれほどないような状況下で労

働を対応させていただいているというようなところでございます。

議 長（佐藤孝悟君）

7 番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

そのほかに時間外勤務への配慮ということで、ノー残業デーということで、毎週水曜日ということで設けているようですが、それは現在は大体守られているのでしょうか。そこをお尋ねします。

議 長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

ノー残業デーにつきましては、職員の衛生委員会等がございまして、その中でも職員の健康管理の中で残業しない日等をきちんと定めて実施することの必要性はあるのではないかということで、毎週水曜日ノー残業デーということで定めさせていただいております。その中で終業時間になりましたら、「本日はノー残業デーです」という放送をしながら周知を図っているところでございます。ただ、しかし水曜日だけは、全ての職員が終業時間後に速やかに退庁するというふうな状況になっていない現実ではございます。いずれ時期時期等の調査ものですとか、そういう各部署によりましてその違いがございまして、周知徹底を図れていない状況ではございますけれども、今後も引き続き、いずれ職員の健康管理のための重要な取り組みでございますので、水曜日のノー残業デーにつきましてはきちんと対応させていただきたいというふうに思ってございますし、平日の残業時間につきましても極力、もちろん仕事もないのに残っている者はおりませんけれども、速やかにその事務を終了させて、遅くとも10時前には退庁するような形での指導をしているところでございます。

以上でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

7 番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

女性職員の活躍推進に向けた組織機構の整備という形で、臨時職員ということで、これもちょっとお聞きしたところなのですけれども、平泉町の全体で臨時職員が173名と提示していただいたところですが、そのうち女性が117名ということで、大半が女性であると。それで、この臨時職員の採用については、期限付雇用、日々雇用、時間雇用と形態がさまざまとなっているようですけれども、これはやっぱり保育、あるいは調理業務、そういったところがやはり女性が多いということで、これだけの人数になっていると思うのですけれども、その方たちの、ちょっと後のほうでも質問しているのですけれども、取得できる特別休暇ということでご回答いただきましたけれども、これについては、やはりその皆さんに、こういう権利があるのだということはお知らせはしているのでしょうか。

議 長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

臨時職員に採用する段階で、これこれの規定、定めの中で取得できる休暇等はございますよと  
いうふうなことは、その都度お話はしているところでございます。

以上でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

7 番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

ちょっと県内の特別休暇の部分の取得できるというところでは、ほかの自治体に比べて臨時職員に取得できる部分はちょっと多いというふうには感じているところでございます。やはりこれだけ臨時職員が多い、女性が多いということになりますと、やはり子育てをしながら働いて、身分も不安定というところもありますので、そういうところをやはり考えていっていただくということが非常に大事なのかなというふうに思っています。保育に従事されている臨時の職員の方たちのこともちょっとお伺いしましたけれども、やはり年齢とかそのところに合致しないので、取得率というのはあまり高くはないというふうなお返事もありました。やはりなかなか、それで逆にそれぞれの今、女性の都合といいますか、権利のみではなく家庭の事情とかそういった、103万円の壁がもうちょっと上がったようではありますけれども、そういう意味では、なかなか女性自身の問題もあるのかなというふうに感じているところであります。

管理職のことにつきましても、ちょっときょう新聞紙上で、逆に管理職を望まない女性も結構増えているということで、それはやはりあまりにも仕事がきついといいますか、子育てをしながら、介護をしながら、そして管理職の仕事を続けるということがかなり大変な状態になっているということのようですけれども、今そういうところも含めて平泉町では管理職の女性をなるべく今後、年代的に今2名ということで少ない時期にはなっていると思うのですけれども、将来的にそういうところも考慮するような考えはあるのかどうか、ちょっとそこを伺いたいと思います。どうしても長時間労働とか、そういうところを緩和できるような、そういういった配慮がとれるのかどうかを。

議 長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

特別に管理職というふうに限ったものではございませんけれども、いずれその管理職になりましても特別休暇、特にその親たちが年老いてきますと看護、また子ども達が、管理職になれば、小さい子どもはいなくなるかもしれませんけれども、看護、介助というものがそれぞれありますし、それらの特別休暇は管理職等になっても、それは活用できる特別休暇でございますので、これらの活用方法による緩和はできるのかなというふうには思ってございます。いずれ管理職だけの特別な形での待遇するような休暇というものは考えておりませんけれども、職員全体に通しまして、基本的にいずれ働きやすい職場というものをつくっていくことが重要であるというよう

なことは感じておりますので、それらの職員全体にかかるような形での特別休暇の充実等については今後も引き続き図っていくような形では検討させていただきたいというふうに思っております。

議 長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

それを含めた上で、今後どれぐらいまでパーセンテージといいますか、そこを管理職を、目標値はお持ちでしょうか。

議 長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

今現在は町長がお答えしましたとおり、職員の年齢構成等も関係するわけでございまして、まだ男女の比率が、女性の比率が低いというような状況になっているわけでございますけれども、今後、女性職員の比率、それから年齢構成等も安定してくるような状況になれば、最終的には半々というバランスを目指すものではないのかな。半々というよりも、本来は職員その者の資質によって管理職を、という者の職を町長は任命するわけでございますので、基本的にはその資質でございますけれども、いずれバランス的には半々というようなことの方向性は必要ではないかなというふうには考えております。

議 長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

あともう1つ、男性が育児休暇、育児休業をとっている方はいますかということをお聞きしたら、今まで平泉町ではゼロという回答をいただいております。それで、やはり子育ては女性だけではないという意味で、やはりそういったところを今後どういうふうにお考えか伺います。

議 長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

男性の育児参加でございますけれども、これについては確かにまだその実績としてはないというようなお答えしたところでございますけれども、今後、今の若い世代、結構子育て、昔の我々の世代とは全然違いまして、それぞれ夫婦でともに協力し合いながらやっているというふうな傾向はもちろん見えておりますので、今後そういう状況も緩和されまして、男性のほうもとるような男性が出てくるものだと思ってございますし、とれるような環境づくりということも必要になるかと思いますので、その辺も含めて対応させていただきたいというふうに思っております。

議 長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

ありがとうございます。

行政職員、特にやはり行政職で働く女性という形で、民間を引っ張っていく立場にあると思います。国もいろんな制度を、育児・介護休業法ということで平成29年1月ですか、改正をして今年の10月からまた新たに育児休暇も増やせるというような制度を進めているようですので、そういったところ、民間を引っ張る立場としてやはり女性が働きやすい、そして介護もしやすい職場ということはたぶん、町長も職場の改善ということはよく考えていらっしゃると思いますので、そこはぜひともやはりこれから次の若い世代ということで、平泉の若い家族が増えて働く職場ということで、そういったことを望んでいるところです。

それでは、ちょっと質問をかえてまいりたいと思います。2番目の道の駅のことについてでございます。

答弁のほうにもありましたように、今、指定管理の会社の人たちは1ヵ月を過ぎ、そして軌道に乗せるべく非常に頑張っているというふうに聞いております。そして、1つちょっとお聞きしたかったのは、あそこの建物で、たぶん3月ぎりぎりに完成をして、そして物品も整備された状態で引き渡しされたと思うのですけれども、その配置とかそういったことに関しての会社の人たちとの了解というか、知らせるというか、そういったところは途中経過の中であったのかどうかお知らせください。

議 長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

指定管理者の浄土の郷平泉の皆様とは、議員もご承知のとおり、公募して指定管理を行ったというよりは育成して指定管理を行っておりますので、中の構造から、あと中のシステムにつきましても、全て皆さんのが承知の上で進めてきたと。ただ、その中で、理解の度合いがどこまで行っていたかというような問題はあるかもしれません、皆さんのが理解を得た上で進めてきたというのをそのとおりでございます。

ただ、このたびの若干の不具合につきましては、使い方の問題も少しあったようでございますけれども、施設としても少し調整が必要な部分があったということですので、それにつきましては、今月の早いうちにでも開始をしたいというふうに思っておるところでございますので、そのことにつきましても、指定管理の皆様にもご説明してご理解いただいたというところでございます。

議 長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

ちょっと質問の中にもご回答いただいたところでもあるのですけれども、仕様書の中にもありますように、日報、あるいは月ごと、あるいはそういった入館者数とか、そういったところも今のところは会社のほうから受けておるのでしょうか。

議 長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

議員ご指摘の日報等につきましては、月次で締める形になってございますので、毎日つくっておりますものにつきましては、今月の10日までに提出いただくという形になってございます。一応4月27日がオープンでございますが、4月分につきましてもゴールデンウイークを挟んでおったということもありますので、今月にいただきたいというふうに思っております。それで、その中で当然のことながら町のほうでお願いしておるということでございますので、その辺の管理については徹底してまいりたいというふうに思っておりますが、指定管理制度自体が民間の活力をできるだけ活用して元気なまちにしていきたいということを考えておるものですので、ここを非常に強くしていくということは、民間の活力を削ぐことにもつながりますので、そこにつきましては仕様書なり協定書にあるような形でのお互いの立場を守りながらやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

議 長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

その辺は課長がおっしゃるように民間活力と、公設民営、まさにそのとおりであると思います。もちろん設置条例の中にもありますように、公のこういう形で設置したものに対して株式会社に経営をさせるということですので、その辺の協定を結ばれた上でやっているというふうに思います。そこで、やはり一番大事になってくるのはコミュニケーションといいますか、そういったところで双方がうまく回るように動いていただくということが町民、あるいは全てにとってやはり大事なことであると思います。町民にとっても、おらほの道の駅ということでやっぱり誇れる道の駅でありたいと思うのは当然でありますし、だからその辺の町民にとっても理解できるような形の、もちろん会社自体もそうですけれども、行政側としても、やはりそういった広報といいますか、そういったところも非常に大事になってくるのではないかと思うのですが、今後そういったところで会社の人たちの要望、あるいは思いを受け入れる、そういった考え方とか、そういうところを伺いたいと思いますが。

議 長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

道の駅に関しましては、議員ご指摘のとおり、さまざまご意見いただいておるところでございます。ただ、まだ1カ月過ぎたばかりだということで、これだけの大きな事業で、その結果というのも即断できる状態にはないだろうなというふうには考えております。ただ、ご指摘のとおりで、道の駅を悪くしていきたいという方は町民も含めて、運営者、私たちも含めてございませんので、よりよい方向で持つていけるような形でこれからもう少し、もっとコミュニケーションを深くとるような形の会議等々も設けて意思疎通を深めて、さらに町民の皆さんをも巻き込んで、いい道の駅だというふうに言われるような形で、まず皆さんとともに取り組んでまいりた

いというふうに思っております。

議 長（佐藤孝悟君）

7 番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

町民側の第三者的なそそういった機関といいますか、先ほどモニタリングという形のことでもお話ししましたけれども、そそういった町民を巻き込むような、そそういった方法もあるのではないかというふうに思っています。やはりなかなか町民側もいろいろご意見もあるとは思いますが、そこの中でやっぱり自分たちの税金も、それを投入して自分たちの町の道の駅だと、そそういった意味でのやっぽり巻き込み方といいますか、第三者委員会的なそそういったところも私は必要かなというふうに思うのですが、その辺についてはどういうふうにお考えですか。

議 長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

先ほども申し上げたとおりで、この1カ月で今の状態を判断するべきではないだろうなというふうには考えております。ただ、議員おっしゃるとおり、町民のご意見等々を反映できるということは必要だろうなと。それにつきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございますが、提言箱を設置いたしまして、それらの意見を吸い上げて、できるだけよい道の駅に努めてまいりたいと思います。ただ、将来的にはそのような形で行っていくことも必要かもしれません。ただ、そのことに関しては、今現在はまだ検討すべき段階ではないかなというふうに考えております。

議 長（佐藤孝悟君）

7 番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

課長がおっしゃるように、まだ本当にはじまったばかりでございますので、皆さんの本当に関心があつて、そしてまずは行ってみようという、ほかの町からもだいぶ来ていただいておりますので、そこをぜひともリピーターを多く増やしていくというような、町民自身もそそういった盛り上げ方をやはりしていかなければいけないなというふうに感じているところでございます。道の駅に関しましては、今後に期待してこれで私の質問を終わらせていただきます。

以上、ありがとうございました。

議 長（佐藤孝悟君）

これで升沢博子議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時10分

---

議 長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

通告3番、高橋拓生議員、登壇質問願います。

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

それでは、通告3番、高橋拓生でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、さきに通告させていただきました3題についてお伺ひいたします。

大きな1番のリフォーム事業について、町長にお伺ひいたします。

（1）店舗リフォーム事業の進捗状況についてということで、問い合わせ件数、申請等をお伺ひいたします。

（2）3月議会で住宅再建事業の継続の答弁がありましたが、住宅リフォーム事業の継続を希望する住民の期待度をどのように分析、把握しているのかお伺いしたいと思います。

（3）震災から6年を経過して、住宅再建事業は平成30年で終了を予定しておりますが、新たな枠組みづくりとして、世界遺産平泉に即したリフォーム事業（景観条例、空き家対策など）を創設する必要があると考えますがお伺ひいたします。

続きまして、大きな2番の観光振興について町長にお伺ひいたします。

観光は大きな経済波及効果を生み、地域経済の発展と交流に伴う活力創出をするとともに、インバウンドなどの国際交流の観光事業の大幅な増加が見込まれることから、観光振興の重要性がさらに高まっていくと考えられます。また、高齢化に伴い、時間と経済の余裕のある団塊の世代が旅行市場の中核を形成することからも、観光の重要性が高まると思われます。

それでは、質問に入ります。

（1）平成28年度経済効果の分析を業務委託をしておりますが、その結果についてお伺ひいたします。

（2）町内事業者への効果をどのように分析し、今後に向けた取り組みをお伺ひいたします。

続きまして、大きな3番の通学の安全対策について、教育長にお伺ひいたします。

（1）平泉町における通学安全対策についてお伺ひいたします。

（2）小学生、中学生バス通学（冬期間も含む）の現状についてお伺ひいたします。

それでは、以上についてご答弁よろしくお願ひいたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

高橋拓生議員からのご質問にお答えをいたします。

1番のリフォーム事業についてのご質問の（1）新規店舗リフォーム事業の進捗状況についてのご質問にお答えをいたします。

店舗リフォーム促進支援事業につきましては、店舗の増築、改築及び改修に要する費用のうち、50万円を上限に2分の1を補助しようとするもので、今年度の新規事業として制度を創設いたしました。5月末現在における平泉商工会及び観光商工課に寄せられた問い合わせは3件で、いず

れも申請には至ってはおりませんが、現在具体的にリフォーム内容をご検討いただいている状況にあります。今後とも平泉商工会と連携しながら本制度の周知に努めるとともに、効果的な事業の活用を促していくと考えているところであります。

次に、（2）住宅リフォーム事業の継続を希望する住民の期待度をどのように分析、把握しているのかのご質問にお答えをいたします。

住宅リフォーム事業は、町民の居住環境の充実及び町内の商工業の振興を図ることを目的として、平成21年度から平成27年度まで実施したものであります。事業廃止後、町民からの問い合わせは年に数件程度しかありません。住宅リフォーム事業廃止に対する一定の理解は得られたものと判断しております。

次に、（3）住宅再建事業は平成30年で終了を予定しているが、新たな枠組みづくりで世界遺産平泉に即したリフォーム事業を創設する必要があると考えるが伺いたいのご質問にお答えします。

以前の議会におきまして、住宅リフォーム事業にかわり少子高齢化対策、景観の向上など、町の施策に基づく住宅改善への助成を検討すると答弁しておりますが、本年度中に空き家等対策協議会を立ち上げ、空き家対策の計画を策定することとしております。その中で空き家に対する補助のあり方も検討していただきたいと考えておりますことから、この検討結果も踏まえた住宅改善の助成を検討していきたいと考えております。

次に、2番の観光振興についてのご質問の（1）平成28年度観光経済波及効果分析業務委託事業の結果についてのご質問にお答えをいたします。

観光経済波及効果分析業務につきましては、平成27年度地方創生加速化交付金の繰り越し事業として平成28年度に実施させていただきました。委託先としましては、平泉の世界遺産登録の波及効果やいわてデスティネーションキャンペーンの波及効果分析などを行っている一般財団法人岩手経済研究所に委託をしたところです。

今回の波及効果分析にあたっては、観光パラメーター調査を四半期ごとに実施し、当町の観光客入り込み数及び観光消費額等の実態把握を行いました。その結果をもとに、岩手県広域振興局単位で作成されている産業関連表を用いて、観光に係る経済波及効果を試算、分析しております。

分析の基礎となります観光客の入り込み数は、平成27年の入り込み客数193万4,641人からイベント入り込み数を控除し、複数立ち寄り数を考慮した入り込み客数65万3,659人をもとに換算しております。その結果、当町を訪れた観光客の消費に伴う経済波及効果額は26億9,900万円となり、うち直接効果額は21億1,100万円、間接二次波及効果額は5億8,800万円と試算されたところであります。なお、イベントの入り込みを含めた経済波及効果額は51億1,400万円、うち直接効果額は40億円、間接二次波及効果額は10億1,130万円となっております。

次に、（2）町内事業者への効果をどのように分析しているのか、また今後に向けた取り組みを伺いたいのご質問にお答えをいたします。

ただいま説明させていただきました経済波及効果につきましては、産業別の総効果を見ますと、鉄道旅客輸送が6億5,600万円、飲食サービス5億6,600万円、麺・パン・菓子類2億1,500万円、

小売1億9,900万円、宿泊1億7,300万円、その他の運輸・郵便1億7,300万円などが大きくなっています。しかし、この経済波及効果の構成を分析すると、町外から材料やサービスを購入している額、移輸入額が大きな額を占めていることから、当町の経済効果に直接結びついていない状況にあります。このことから、特に飲食にかかるものやお土産等については、できるだけ町内で生産し消費する地産地消の体制を整え、町内循環させていくことが経済波及効果につながるものと考えているところです。また、今回の経済波及効果の分析におきましては、4月27日に開業しました道の駅や4月上旬に各菓子店が開発したお土産等の効果が含まれていないため、今後は道の駅で販売される地場産品や農産物等の販売が経済効果に寄与していくものと考えております。

次に、3番の通学の安全対策についてのご質問につきまして、(1)、(2)とあります。この質問については岩渕教育長のほうから答弁をしていただきます。

以上であります。

議長(佐藤孝悟君)

岩渕教育長。

教育長(岩渕実君)

3点目の通学の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

(1)の当町における通学安全対策についてであります。通学路の安全確保に関する取り組みといたしましては、小中学校及び関係機関であります一関警察署をはじめ、道路管理者として国土交通省水沢国道維持出張所、県南広域振興局土木部、一関土木センター道路河川環境課、平泉町建設水道課及び町の機関として教育委員会、町民福祉課を構成メンバーとする平泉町通学路安全推進連絡協議会を組織し、平泉町通学路交通安全プログラムを策定しております。本プログラムでは、継続的に通学路の安全を確保するため合同点検を継続実施し、安全対策実施前と対策の内容確認と対策実施後の効果把握を行い、安全確保の充実を図ることとし、これらの取り組みをP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ってまいります。

また、防犯の観点としましては、平泉町学校警察連絡協議会を組織しまして、学校と警察の密接なる連携のもとに、児童生徒の非行防止と健全育成を図っていくこととしております。今後も学校でのPTA会議や地区懇談会などの開催により、保護者の要望等を踏まえ、関係機関と連携しながら安全対策の充実に努めてまいります。

2点目の中学生バス通学の現状についてでございますが、小学校、中学校バス通学の現状は、小学校のスクールバスにつきましては、達谷方面4区、5区、6区の一部25人、戸河内方面3区8人について登校各1便、下校は各2便ずつ運行しております。また、平泉地区の1区、8区、9区の小学校1年生から3年生の児童26名、長島地区14区の1年生から3年生までの児童12名に遠距離児童通学定期券を支給しております。路線バスでの通学定期券でございます。中学生につきましては、12月から3月までの冬期間のみの対応となりますが、達谷方面、戸河内方面は小学校のスクールバスへの乗車となり、平成28年度実績で達谷方面5人、戸河内方面7人が平泉小児童と同路線、同時刻に乗車をしております。また、長島地区の生徒につきましては、平泉中学校

長島地区保護者会に対して、平泉中学校長島地区保護者会冬季バス運行事業補助金として平成28年度は234万9,845円を交付しております。なお、対象生徒は33名、保護者の自己負担額は生徒1人当たり5,000円となっております。

以上でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

ご答弁ありがとうございます。

それでは、リフォーム事業についての再質問から入らせていただきます。

店舗リフォームの進捗状況で問い合わせ件数が3件、具体的な検討をされているという答弁をいただきましたが、新年度、新しい政策だと思いますが、今までどのような周知方法をされてきたのかをお伺いしたいと思います。

議 長（佐藤孝悟君）

稲葉觀光商工課長。

觀光商工課長（稲葉幸子君）

店舗リフォーム事業の周知方法でございますけれども、はじめに商工会の会員の方が一番影響があるかなということで、商工会のお知らせの掲載ということで、これは会員の皆様にお配りするものですが、これを4月に情報として入れさせていただいております。

また、平泉町のホームページには5月号に、それから町の広報紙の掲載については6月1日号の町の広報紙で掲載をさせていただいております。

また、独自に、この店舗リフォーム事業だけではないのですが、新しい補助事業、それから商工業者が使える制度につきまして、役場、それから商工会の配架のところにできる、配架に独自のチラシをつくりまして、今配架をさせていただいて周知を図っているところでございます。

議 長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

店舗リフォームという新たなすばらしい補助金ですので、町民にわかつていただくといふうに思いますので、なお一層の周知活動をお願いいたしたいと思います。

それでは、次に、空き家対策協議会の設立、空き家対策計画の策定の時期などを先ほど答弁いただきましたが、今後の予定をお聞きしたいと思います。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

空き家対策の今後の予定でございますけれども、まず1つといたしまして、空き家対策計画の素案を7月中には作成したいというふうに思っております。その素案作成を受けまして、平泉町空き家対策協議会、仮称でございますけれども、それも7月後半には設置していきたいというふ

うに思っております。それで、その協議会の委員等の要請をいたしまして、会議を開催いたしまして、空き家特措法に掲げる専門委員か団体等の推薦依頼を受けまして会議を開催するというふうになる予定でございます。9月以降につきましては、逐次会議を開催いたしまして協議を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

議 長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

町長にお聞きしたいと思いますが、先ほど答弁していただきましたとおり、非常に前向きな今までの形より一歩進んだ形での総括的な答弁をいただきました。住宅リフォーム事業にかわる少子化対策、景観向上に基づく住宅改善、空き家対策の住宅改善ということですが、私が思うには、それにより上下水道の普及率の向上にもつながると考えております。世界遺産平泉に即した総合的なリフォーム事業をぜひ新たな枠組みづくりをしていただきたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。のことについてお聞きしたいと思います。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、ご答弁を申し上げます。

いずれこのリフォーム事業については、今まで、従来の平成21年から取り組んでまいりましたリフォーム事業を昨年の3月で新たな事業に展開するということでなったわけですけれども、今後、新年度では先ほど答弁で申し上げたとおりであります。いずれ今後、協議会等も、ただいま課長も答弁しましたが、新たなそういう事業を展開する中で、どういった部分にさらに突っ込んでやっていけば、リフォームする方もですし、その事業、その商店の活性化にもまたつながるし、なおかつやはり地元の商工業者も含めての経済の活性化にもまたつながる部分と、一つの事業の中でやっぱり多方面により効果をあらわすような施策について、その施策に対してどうその事業が支援していくか、それに活力を生むかという部分も十分配慮しながら、させていただきたいというふうに思っております。その部分ではさらに検討をしながら、新年度に向けて、またその方向をきちっと定めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

議 長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

ありがとうございます。

ぜひ新年度に向けて、いろんな角度から検証していただきまして、取り組みをしていただきたいと思います。

それでは、次の大きな2番の観光振興についての再質問に入ります。

今回の分析は平成27年の実績に基づいたもので、道の駅の経済効果は入っていないとの回答で

したが、道の駅の入場者数は30万人を突破しているということですので、その経済効果を含めた形で試算をしていただき、今後作成に入られます観光振興計画の中で細部にわたる分析を検討していただきたいと思います。

以前、町長答弁の中で、農觀商工による連携ということが経済効果が絶大というお話をありました。これぞ世界遺産平泉の活性化の最大の特徴であると私は思います。世界遺産の構成資産、道の駅、浄土の館、平成33年に完成予定のスマートインターチェンジ、その周辺の土地利用計画等を踏まえまして、その連携による経済効果が期待されていると思います。その内容、そのことにつきまして町長にお聞きしたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

今の質問でいきますと、道の駅、そして観光、そして今後計画されているスマートインターチェンジ周辺の開発等も含めての現時点での町長の考え方ということで答弁させていただいてよろしいですか。そういうことですか。

（「はい」の声あり）

町 長（青木幸保君）

いいですか。それでは、総合的に答弁させていただきますが、まずは今回開設されました道の駅、まず商工農の連携を保ちながら、なつかつやはり地元経済の活性化もですが、交流人口も含めながら、なつかつ平泉地域の、前段の答弁にも入っているのですけれども、まず農業をやっぱり力づけていきたいという部分もかなりウエイトがあります。

特にこれから計画をさまざま練っていかなくてはならないスマートインターチェンジ、今年度は一部工事に入る部分も出てくると思いますけれども、いずれその周辺の開発というのもやはり1つのポイントになっていくのだろうというふうに思っております。

この900年という長い藤原文化をやはり支えてきたのは、地元の食文化とやっぱり当時からの商工農の連携、特に農業のかかわりというのは、非常にやっぱり根強いものがあったというふうに思っております。その軸をやはり今後もぶれないように、新たな時代に向けてもそれを推進していく、目標を立てていくというのはやっぱり重要な一つのポイントになっていくものというふうに思っております。つまり、あの周辺を、あの周辺というのは、スマートインターチェンジ周辺を商業区域ということではなくそれに付随した、それと同時にやっぱり農業の開発、優良農地をあの地域は特に持っておりますので、その活用というのはいずれ地域農業のみならず交流人口も増やしていく。そして、前段で真籠議員からもお話ありましたが、持続可能な地域をつくっていくためには、やっぱり人口をあまり落とさないように、やっぱり持続可能な地域をつくるというのは喫緊の課題だというふうに思っております。今、長島地域で、平泉では長島地域になりますが、世界農業遺産を目指すというのも、実はその取り組みの一つでもあるというふうに思っております。

そして、総合的な部分で、例えば、今、町なかでも商店が閉店をされている。その中で買い物

を、議会でもよく指摘されますが、買い物するのもちょっと困っている方々も最近多い。そういう中で、今活用させていただいている、るんるんバス等も、いずれは今一部の地域のるんるんバスですが、非常にだいぶ板についてきて、そのるんるんバスの活用の密度というのは非常に高くなつて、当初はタクシーに乗る人もいなくなるのではないかと思って、いろいろな商店の方々にも異論を唱えられたこともありましたけれども、やはりそれを活用して町を歩く人が出てきたということは、また新たなことだという、動きだというふうに思っております。そのるんるんバスを、あくまでも現段階での私のお話ということで聞いていただいていいのですが、いずれそういったのを、スマートインターの1,100台の駐車場、そして道の駅、そして町内、もし一日同じルートだけではなく、例えば長島にも午前中1回、午後1回、例えばこちらの達谷のほうの地域もなのですが、例えば午前と午後1台ずつそれをるんるんバスで回せる、そのことによって通学路の確保であつたり、そういう町内の、いろんな地域を町内の人も回って歩けるような、そういう新たな交通対策というのも、町としては大きなそういうビジョンに今後検討する内容になっていくのではないかというふうに考えております。

ちょっと長くなりましたが、以上であります。

議 長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

ありがとうございます。

私の質問がちょっと理解しづらかったと思うのですが、町長さんが商工会の総会でこれに近いようなお話をされていましたので、ぜひその思いをお聞きしたいということで質問させていただきました。

やはり観光と住民の公共交通とか、先ほど私が教育長のほうに質問させていただいた教育の部分などを含めた新たな交通政策なども、少し難しい問題だと思いますけれども、ぜひ検討していただきたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

今後の観光誘客において道の駅、今後完成予定の浄土の館について、旅行会社に積極的に提案し、多くの観光客に来ていただきまして、それを起点とした町のさらなる活性化に取り組んでいただきたいと考えておりますが、その内容についてお伺いしたいと思います。

議 長（佐藤孝悟君）

稲葉觀光商工課長。

觀光商工課長（稲葉幸子君）

今、議員がおっしゃられたように、道の駅が今、軌道に乗りつつありますし、また今回の議会を通りますと、浄土の館もまたオープンし、安価で泊まれる宿泊施設が体制が整つてまいります。そういうことと、現在の町の観光施設等の連携を含めて考えますと、例えば毛越寺では早朝座禅のような、そういう体験できるお寺さんでの独特の体験がありますし、あわせて岩手県南広域振興局のほうでは、朝食堂、夕食堂などの取り組みも現在検討を進めているというふうに伺

っておりますので、それらを組み合わせまして、町のほうに回遊できる体制を整えてまいりたいというふうに考えております。そのような体制が少しずつ整ってきますと、周遊体制が整い、また長期滞在の方も少しずつ増えてきて、その果てはまた経済効果に波及できるのではないかなどというふうに考えております。

また、あわせて、先ほど町長からはるんるんバスの、循環バスのことについてお話を申し上げましたが、平泉町はバスとあわせて自転車で周遊する、そういうプランも大変組みやすい内容となっておりますので、それぞれのお好みに応じて自転車で歩く方、それからこの間IBCラジオウォークもありましたが、体を鍛えながら史跡を回っていただく、ずっと歩いて見て回る方、またバスを利用できる方、そういう方のお好みに合わせた周遊プランなどもご提供できればいいのかなということで、現在、観光協会等と話をしているところです。

議 長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

今の課長、一部言われているとおり、観光協会のホームページは推奨しているのが最近はサイクリングツーリズムということで、平泉自転車ツーリングということを好評をいただいております。自転車の通行というのは、車では通過してしまう隠れた平泉の観光コンテンツを見つけることができますし、2015年12月に経済産業省がまとめました東京オリンピックを見据えた地域活性化戦略プランにナビチャリが採用されまして、各メディアでも取り上げているという状況です。

このナビチャリは、以前NHKで放送したと思うのですけれども、ちょっと調べてみると、特徴的にはGPS機能を備えた簡易的な端末と骨伝導のイヤホンで構成されているシステムとのことです。現在、自転車レンタル会社も数社ありますし、ぜひGPSの導入の補助政策などをとっていただき、今動いています多言語音声ガイドペンと平泉文化遺産復元VRとあわせた活用をしていただければと思いますけれども、その内容につきましてお伺いしたいと思います。

議 長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

現在のところ、ナビを搭載した自転車の整備には、町内の業者のところではまだ1台も自転車はそういう状況にはありませんが、いろいろな会社のところで、例えばGPSを搭載した自転車でありますとか、あと電動自転車、いろいろな自転車なども整備しております。今、議員がおっしゃいましたナビを搭載したというのは、町内案内板なども設置しておりますが、ダイレクトに手元で行き先がわかる、そういうナビ機能がついた自転車というものは、また今後の新たな観光のツールになってくるのかなということで、町で整備するというのは大変難しいことだと思いますが、業者の皆さんや観光協会、商工会等、そのあたりは少し情報交換や情報共有してまいりたいというふうに考えております。

議 長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

ぜひよろしくお願ひいたしたいと思います。

それでは、大きな3番の通学安全対策の再質問に入らせていただきます。

長島中学校の冬期間のバス通学は、我々の時代の当初始まったころは150人とか180人いたと記憶しておりますが、当時から保護者負担は5,000円ということで不足分は町の補助ということで始まりました。現在は、先ほど答弁にもありました、現在生徒数33名の乗車で、保護者の負担が5,000円ということで当時のままですが、平成25年のあたりに貸し切りバスの制度の改正で、町からの高額な補助を受けていると先ほど答弁がありました。私が思うに、義務教育ですので、33名という少ない生徒数にもなったことから、別の路線でも対応していますスクールバスの運行の計画を対応していただくように考えておりますけれども、その内容につきましてよろしくお願ひいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

中学校のスクールバスの検討というお話でございました。

小学校についてはスクールバスを運行しているし、あと中学生も、先ほど教育長答弁申し上げましたとおり、遠距離の戸河内地区とか達谷地区では小学校のバスに同乗しているのですが、長島地区はそういったバス運行して対応してきたという歴史というか経過がございます。その中で生徒数減少傾向、それから貸し切りバスをめぐる状況といいますか、料金のほうも国土交通省のほうで一定程度の安全性を高めるためということで単価算定がされて今現在の価格になっているというような状況となっておりますが、その中で今スクールバスでのというお話でございましたが、一気に中学校にスクールバスというのはなかなか難しいと思いますけれども、先ほど来、町長のほうでもご答弁ありましたが、総合的な交通体系の中での検討や、あとはスクールバスの運行での取り組みについて、さらに詳細に検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議 長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

一部の方々から保護者の負担金をなくしてほしいというお話も聞いたときありますが、私は父母といいますか保護者としての相応分の負担はやむを得ないというふうに思いますので、そこら辺も踏まえて今後検討していただきたいと思います。

続きまして、これまた町長さんにお伺いしたいと思いますけれども、岩手日報の4月19日付の平泉中学校の生徒の投稿オピニオンということで載りましたけれども、その内容につきましては、町内の通学路の外灯が少なく暗いと、子ども、お年寄りが危険でありまして、また世界遺産の町なので、外灯を増やして夜道を安全にしていただきたいという記事が載っていました。また、

議会報告会などでも、住民から出された意見として、中学校線など、祇園線とも聞いていますが、通学路の外灯が少なく防犯的にも大変危険であるという意見もいただいております。ことしに入り、その中学校線などでは車両の事故もあると聞いておりますので、検討していただきたいと思いますけれども、3月の議会の答弁で、年度ごとの計画で整備を進めていただくという話がありました。その年度計画の公共整備というのはわかりますけれども、生徒の通学安全でもありますので、早急な対応というか別の形で検討していただければと思いますが、その部分についてお願ひいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

防犯灯担当課については総務課でございますので、私のほうから答弁いたしますけれども、いずれ防犯灯につきましては、各行政区の区長さんを通じまして、それぞれ毎年度要望が出されております。その要望につきましては、いずれまず各年度10基から20基の範囲内ではございますけれども、予算の範囲内で優先順位を決めさせていただきまして設置されているというような状況でございます。

今のご質問の内容は、通学路の安全を確保するための防犯灯というようなことでございました。いずれそれについては当町ではまだその辺の不足数等の把握はしてございません。いずれそれらにつきましても、今後、子ども達の通学路でございますので、日常的に使う通学路の安全確保は重要な問題だというふうに認識はしてございますけれども、今現在、当課で担当している分につきましては、各行政区の方々からの要望というようなことで上がってくるわけでございまして、これらについては教育委員会部門等々と再度協議させていただきまして、今後どのような方向で設置も含めて対応すればいいのかというようなことは検討させていただきたいというふうには思ってございます。

議 長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

今のお話、答弁の中で中学校線の中での把握はされていないというお話がありましたけれども、一目瞭然でして、1基しかないわけで、その状況を逆に把握をしていただきて、先ほど言っているように危険性がはらんでいるという部分がありますので、ぜひその部分についての検討をお願いしたいと思います。

続きまして、長島の県道沿いの歩道の通学路、毎年ですが、今からの季節すごく雑草が生えまして、自転車通学の妨げになっているという状況があります。皆さんもご存じだと思いますけれども、その部分についての改善のお願いをしたいと思いますけれども、県道なので県の依頼だけは思いますけれども、その部分についてお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

今お話しされました箇所については、県道でございますので、県の土木センターのほうに早急に対応をお願いしたいというものを伝えておきたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

ありがとうございます。

引き続き、先ほど教育長から説明もありましたけれども、通学路に關しましては、平泉通学路交通安全プログラムに基づきまして、関係各機関と調整していただきまして、通学路の点検などをしていただきまして、通学路の安全対策、計画性を持って計画的に実施していただきたいと思います。

以上で私の質問を以上とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

これで高橋拓生議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時07分

---

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開いたします。

通告4番、佐々木一治議員、登壇質問願います。

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

8番、佐々木一治でございます。よろしくお願いします。

それでは、私から4点について一般質問を行います。

まず、最初に、東北本線が堤防の下を通っている太田川の堤防についてでございます。

昭和22年、昭和23年、アイオン・カスリン台風で大災害、町内の災害、平泉駅前までの水害、両磐地方では500人以上の死亡など、行方不明の方など、合わせると計800人以上でございます。痛ましい水害でございました。災害は忘れたころにやってくると、災害に備え大堤防、小堤防が完成し、安全に整備されたが、温暖化の時代で全国で災害があり、死者など被害が多く、新潟県、最近では茨城県の堤防の崩壊など災害があります。さらには、太田川の堤防は、堤防の下を東北本線が通っており、北上川の増水、水害、堤防の氾濫、堤防の完成により北上川の水の上昇、内水の増など、太田川の堤防では町が守られるのかという、現状をどう踏まえているかということになります。

第2点でございます。定住化対策について。

本町では人口減少、少子高齢化社会、諸課題が多く、行ってみたい、働きたい、住みたい、安心して暮らせるまちづくりをどう進めていくのかと。

他の市町村では何十年も前から定住化対策をし、人口を維持し、さらには工業団地をつくり、何十社も誘致し、雇用の増を図り、所得の向上、定住化を図って人口増につながっております。また、合併62年でございますが、本町では62年間、先ほど人口増について尋ねたようですが、前の方に、人口が増えた年はほとんどないわけであります。今後、定住策、分譲住宅、人口増をどう進めていくかと。2点目でございます。

3点目は、社会教育施設について。

体育館、公民館、図書館建設について、平成29年3月社会教育施設整備計画検討委員会を設定、体育館、公民館、図書館ももちろんですけれども、どんどん進む人口減少社会、体育館を平成22年に解体、7年間の体育館の休止など、今後PFI等の民間活力を導入することだが、どういう方向で進め、建築場所は。なぜ民間なのか。人口が減少する中で、体育館が本当に必要なのかと、こういうことであります。

第4点目、町への進入道路について伺います。

産業の発展は道路からと言われますが、バイパスから2路線進入道路がつくられたわけですが、併設して倉町まで中学校線を完成して2年、今後どういうふうに活用されるのかと。さらには、町道坂下線、判官館の下でございます、どういう目的で活用なのか。また、バイパスから県道までの直接つながる道路が平泉ではないですね。森下からずっとこっちまで全然途中から入られる道路がないと、そういう不便さを現状どう考えているかということでございます。

この4点についてお伺いします。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

佐々木一治議員からのご質問にお答えをいたします。

1番の東北本線が堤防の下を通っている太田川の堤防についてのご質問にお答えをいたします。

太田川を横断するJR東北本線は、遮水壁構造と呼ばれる堤防構造であり、遊水地周囲堤と同じ150年確率規模の雨に耐えられる構造となっており、計画高水位を超えない限り、その機能は失われないものと思います。

内水処理に関しましては、鈴沢川、矢の尻川において排水ピット、排水ポンプの配備を行う予定となっており、両施設完成前の出水に対してはポンプ車の派遣要請を行うなど、内水処理に対応してまいりたいと考えております。

次に、2番の定住化対策についてのご質問にお答えをいたします。

人口の減少につきましては、喫緊の課題であると認識しております。少子化が進み、都市部への若者の人口流出に歯止めがかからない状態が続いているれば、高齢者の比率がどんどん高くなります。いかにして地域で若者が暮らせる環境をつくり出すか、みんなで知恵を振り絞っていかなければならぬと考えております。

合併後における当町の人口の推移は、国勢調査の報告書によれば、昭和30年の人口は1万1,124人であり、昭和55年の9,253人まで減少しております。昭和60年には9,703人と、5年前より500人弱の増に転じておりますが、団塊の世代が出産世代に差しかかったことにより増加しておるものと思われます。以降、平成17年には9,000人を割り8,819人、最新の平成27年には7,868人まで減少いたしました。

人口減少を食い止めるための定住化対策といたしましては、昨年度に泉屋地区における町有地の宅地分譲を実施し、子育て世代3世帯、県外からの移住者1世帯に分譲したところですが、今年度は坂下地区の宅地分譲を進めてまいります。

雇用の促進につきましては、引き続き高田前工業団地のほか、上野台4号棟予定地などへの企業の誘致を推進するとともに、地域の農業、商業の振興のため各種助成事業に取り組んでまいります。

どの世代においても安心して元気に暮らせるまちであれば、人が集うまちとなりますので、子育て支援事業、就職支援事業、高齢者の介護予防事業など、各分野において事業を推進してまいります。

次に、3番の社会教育施設についてのご質問にお答えをいたします。

社会教育施設につきましては、優先順位をつけて順次施設を整備していく方針をことしの3月にお示ししたとおりであります。現在、各行政区における地域懇談会におきましてお示ししつつ、ご意見を頂戴しているところであります。

今後の進め方につきましては、まず今年度、公民館、図書館の複合施設及び体育館につきまして、本議会に補正予算として提案させていただいております基本計画策定及び民間活力導入可能性調査業務委託により、施設の規模や建設場所、起債等の活用の場合と民間資金活用の場合の財政負担の比較、事業者への直接ヒアリングなどをを行い、想定される事業手法の整備を行ってまいります。そして、この結果に基づきまして、財政計画とのすり合わせを行い、今年度中に建設年度を含めた建設計画を決定してまいりたいと考えております。

なお、民間活力導入ありきの検討ではなく、先ほど申し上げました今年度の業務委託の中で財政負担の比較も行いまして、民間活力導入の可否について判断を行い、最善の方法を選択してまいりたいと考えております。

次に、4番の町への進入路についてのご質問にお答えをいたします。

町道中学校線と坂下線は、中心市街地への通過交通の流入を防止し、居住環境の向上や将来のパークアンドライドを見据えた観光回遊路として整備したものであり、特に中学校線は通学路として児童生徒の安全確保を目的に整備したものであります。平泉バイパスと県道三日町瀬原線を直接結ぶ路線について、あれば便利とは思いますが、ルート選定や事業費、または史跡との関係などクリアしなければならないなど課題が多く、整備することは大変難しいと考えております。

以上であります。

議 長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8 番 (佐々木一治君)

それでは、1番から再質問していきます。

昨年は台風10号で岩手県の岩泉町で大災害、激流、さらに死者など、思ってもいらない台風が来て非常に被害があったわけでございますけれども、現状の太田川の堤防につきましては、東北本線が下を通っているということでございますので、全国的に見ますと、どこかにありますか。ほとんどないと思うのですよ、平泉だけだと思うのです。何を申しますかというと、衣川の堤防につきましては、正常どおり堤防の上に陸橋がかかるのですね、新しく陸橋に直しましたけれどね。そういう方向で、現状の太田川の東北本線の下を通っているというのは、かつてあり得ないと、こう思うわけでございます。県の管理だそうですけれども、これは県、国にお話しして、そしてやっぱり通常の堤防の上を走ってもらうという方向が私は正確だと思います。

それで、さらには平泉では遺跡がございまして、国道については3カ所、今のバイパスでかわりました。さらに、鉄道につきましては、ごらんのとおり1本そのままでございます。カーブの部分については、南のほうで大事故がございまして、カーブは直されたようですが、今の鉄道絡みのところには、かなり遺跡があるということを聞いております。それは何かというと、無量光院ですね、そこにはちょうど鉄道通っております。

さらには、平泉駅は現状どおり今現在その場所に建っておりますけれども、計画すればもう半世紀以上もたつ駅でございまして、強いて言えば、最初に明治のころ駅をつくるというときは坂下につくりたいという考えもあったそうですが、今の現状でございまして、それは関係ないとしても、そういう方向で今のJRの場所、例えば伽羅御所とか、さらには白山社の跡とか、かなり遺跡があると言われております。そういう方向でござりますから、今の時代でございますので、今のJR線を平泉発展のために、この4号線バイパスに線路を回してもらうと、そして今の道の駅のあたりに駅をつくってもらうと。そういう方向にするということによって、かなり平泉の町は開けていく、あるいは遺跡が発掘しやすくなるという方向だと私は思っているのです。そういうことでござりますので、強いて言えば、何言っているんだ、外であっちまで回せねえべぞというお話かもしれませんけれども、今の状況を、今の太田川の堤防の上にかけていただいて、さらに陸橋で線路を持っていくと。そうなると、踏切、町内に3カ所ございますので、それは外れると。お祭りのときもいいし、歩く分についても踏切はなくなると。こういうことでござりますので、これは国・県に陳情して私はやるべきだと、そう思うので。さらには、よければ、遺跡も伽羅御所もたくさんある跡も……

議 長 (佐藤孝悟君)

一治議員、質問のほうに。

8 番 (佐々木一治君)

わかりました。そういうことに私は考えております。

雨が降るたび、内水が心配されるわけでございますけれども、鈴沢川が、今お答えいただきました矢の尻川ですね、これについては雨が降るたびかなり水がたまるという現状でございます。町長からお答えいただきましたけれども、排水ポンプは今つけていないわけでございますが、排

水ポンプの準備、水害はあすに来るかもしれません。それらは、排水ポンプについてはどういう方向で考えたり、どういう方向で取りつけるということでございますか。それについてお伺いします。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

鈴沢川、矢の尻川の排水についてでございますが、鈴沢川につきましては、今年度、平成29年度におきまして、県で発電機の収納庫をつくるという予定でございます。それに伴いまして、逐次発電機あるいは排水ポンプの設置をするものというふうに思っております。矢の尻川につきましては、現在、排水ピット等の用地交渉を行っているというふうに聞いております。

それで、このポンプ施設完成までの間でございますが、それまでの間の出水に対しましては、国交省で持っておりますポンプ車、あるいはこの辺のリース会社が持っておりますポンプ等を集めまして対応すると、そういう計画でいるということを聞いております。

以上でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

今お答えを建設課長からいただきましたけれども、平成29年度からやるということでございますが、太田川の堤防につきましては、ご覧のとおりJRが通っているものですから、JRの保護ということでかなり下が狭くなっていると。大体外から見まして、下3メートルぐらいしか、下の流れがございませんよね。さらには、太田川の水門を閉めることによって、どういう方向に水は上昇したり、雨が降ったときに、その現状はどういうふうに踏まえているのかお伺いします。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

現在の太田川のJRにつきましては、先ほど町長が申しました遮断壁構造ということで、堤防の中段にあるように見えますけれども、水位が上がってきた場合に、いわゆるサイフォンの原理で、上流も下流も同じ水位になると、そういう構造でございます。ですから、水位が上がってきても下流には流れると、そういう構造でございます。それで、万が一、水門を閉めた場合については強制排水をすることを聞いてございます。

以上でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

今、建設課長からお話しされましたけれども、そういう方向で、万が一なったときは、その水門を閉めるということでございますが、強いて言いますと、水害はいつ来るかわからないのです。

そういうことでございまして、万が一、あしたに来るかもしれません。それで、水害になったときの町民に伝える連絡方法、情報、これはどういうふうに考えておりますか。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

町の防災無線がございますので、それらによりまして広報を行う、あるいは喫緊に迫っている場合については、町の広報車等を活用して広報を行いたいというふうに思っております。

議 長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

わかりました。

それでは、水害になった場合、内水、平泉の駅までアイオン、カスリンのときはついたわけですけれども、かつてないかと思いますけれども、もし内水がいっぱいになってついたときには、避難場所はどこですか。

議 長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

避難場所については、町内10カ所を指定してございます。その内で内水等に影響のない場所を選定いたしまして、そこに避難をしていただくというような形での広報周知をいたしまして、避難を誘導するということになろうかと思います。

議 長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

今、岩渕総務課長からお話しされました、わかりました。そういうことでございますので、やっぱり高架で持っていくというような方向で、これは県、国に要望したほうがよいかと私は思います。

第2点目に行きます。

定住化対策についてでございますが、ご質問したとおり、町長から答弁いただきましたけれども、減少する平泉町の人口でございますけれども、定住化対策について、それはなぜ人口が減少していくのかといいますと、まず長年の工業団地は誘致されない、さらには定住化の分譲地もつくられないということが現状だと思うのです。なぜかというと、さきに質問したように、よその市町村ではもう何十年も前からやられているわけでございまして、働くところがない、あるいは生徒数、中学生が180ぐらいいるのですね、それら高校卒業して、地元で生活なり従事できないというのが現状だと思うのです、私の考えでは。生徒たちの育てやすい環境づくりなんて言いますけれども、働く場所がない。この高田前工業団地は今後いつごろ工業団地に、強いては川嶋印刷が当時は入るという予定ありましたけれども、現状そのままだそうですが、どういう方向で進

んでおりますか、についてお伺いします。

議 長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

高田前工業団地につきましては、今年度の事務評価の当課の目標としましても、推進していくという形で掲げておるところでございます。しかしながら、工業団地につきましては、議員もご承知のとおり、相手もあることでございますので、こちらからぜひひざひといふのはもうどこでも申し上げているところではございますけれども、そのマッチングがうまくいくということが非常に重要になろうかと思っております。さらに、今、非常に地域間での競争等もございまして、今、岩手県のほうで調整をしておる状況でございますので、それらの状況を見ながら、町としても進めてまいりたいと思っております。ただし、やはり町としても重要な施策であることは、議員おっしゃるとおりでございますので、まず今年度の最大の目標として当課でも取り組んでまいる所存でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

今、八重樫課長からお聞きしましたけれども、そういう方向だということですが、昨年は県との話し合いで、何とか県の方法で県から企業誘致するということは、どの辺、何か聞いたような感じしますけれども、その辺について詳しくお願ひします。

議 長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

県とは非常に情報交換を密にしておりまして、申し上げにくいこともございますけれども、岩手県としても、平泉町を最初の、上位に考えて企業誘致を進めてまいりたいというふうに言われておりますので、町としましても県と一緒にになって進めていきたいというふうに思っておるところでございます。

議 長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

人口が減少することによりまして行政も、さらには繰入金が多くなるということで非常に大変かと私は思うのですよ。そういうことで一般質問しているわけですけれども。

次は、3番目に入りたいと思います。社会教育施設についてです。

体育館は平成22年10月20日に解体されました。7年間も休止しているという現状でございます。この7年間も体育館を休止して、さらに今回は体育館をつくろうということでございますけれども、7年間も休止して今まで活用がなかったのに、その後またさらに体育館と公民館と図書館と併設してつくりたいという、議会にもお話をありました。これはかなりの高金額になると思

うのです。それらは3カ所につくる、あるいは民間企業のPFI等を使ってつくるということでございますけれども、強いて言えば、道の駅できましたが、これも民間、PFIでという前も考えありましたが、現状のままで一括でお金払います、PFIであれば月賦でよかったですけれども、このPFI等の資金でということと、さらに高額な金額がかかる体育館、公民館、図書館については、今後どういう概算、どういう金額で、どういう場所に、議会に中央ということで説明するということがありましたけれども、いまだに話がないです。そういうことでございまして、その民間のPFIとその参加者の金額、あるいは国から補助金があるのか、その3点についてお伺いします。

議 長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

社会教育施設のあり方につきましては、ことしの3月に町としての方針を固めたところでございます。それで、優先順位の1番目としましては公民館と図書館、優先順位の2番目としまして体育館というふうに申し上げたところでございます。ですので、体育館につきましては優先順位としては2番目で、図書館、公民館を最初に考えたいというふうなところでございます。

それで、今現在は、場所等につきましては、公民館、図書館につきましては中心市街地、町場がいいだろうということで皆さんからのご意見をいただきおるところでございます。体育館につきましても、できれば町場がいいのですけれども、なかなかそのような土地はないのではないかということで、町場に限らず周辺地区も含めて検討すべきではないかというふうに考えておるところでございます。いずれにしましても、建物の規模、場所等に関しましては、今後の検討の中で進めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

あと、民間の活力につきましては、基本路線としましては、町長が申し上げたとおり、最初から民間の活力ありきということではございませんが、町単独でつくっていくということにプラス民間の力を入れることによってよりよい施設ができるのではないか、もしくはスピードもアップするのではないか、さらには使いやすいものにもなるのではないかとさまざまなことが考えられるものですから、それにつきまして、今年度補正予算でも計上させていただいておりますけれども、それらによって調査しまして、どの方法が最もいいのかというものの選択をいたしまして、年内に民間活力を導入するのか、しないのかの判断をいたしまして、さらに年度内にそれらの順位、計画を示してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

議 長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

今ご答弁いただきましたけれども、何か最初の答弁と違うなど、最初の答弁とは何かというと、前やられた答弁でございますが、第1番目は図書館、2番目は公民館だよと、3番目は体育館ですよというお話ですが、総合して合わせた、町長が、その場所を、3棟をつくりたいという、そういうお言葉を聞いているのです。そしたら、今回はいやいや違うよと、図書館と公民館、1、

2で、3番目体育館、別だよということなのですね。かなり変わるなと思いますけれども、今年度中に調査して、年度内にということでございますけれども、PFIについては民間でございますから、先ほどちょっと答弁漏れありましたけれども、民間でございますから、民間でも受け付けられないときがありますね、採用ならないと。そしたら、総合的に判断ということでございますけれども、それらについてはどういうふうに考えているか。あるいは先ほど答弁漏れありました補助金はあるのかと、その2点についてお願ひします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

社会教育施設につきましては、補助金等はさまざまなものございますが、当町が使用できるというものに関しましては、かなり限定されてきております。ですから、それらにつきましても優位性等を調べて、有利なものを使えればいいなというふうには考えておるところでございます。

それと、もう一つでございますが、民間の活力につきまして、受けるところがなかつたらどうするのかというような意味合いかと思いますが、それらの調査をしまして、受けるところがあるのか、ないのかを含めた調査を今年度行うということでございますので、それらの結果を受けまして、民間の活力を入れていけるのか、いけないのかということを判断したいという、その調査をことし補正予算を計上いたしましてやっていきたいということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

それでは、今、八重樫課長がやりたいのは、図書館が1ですよ、2は公民館ですよ、体育館が3番目ですよということですが、これは1、2、3という数字を出されましたけれども、これは1、2、3の中で1、2、3ともそれ1カ所で、1回につくるのですか。それについてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

今年議会のほうにもご説明いたしましたけれども、基本的に今現在ある公民館と図書館でございますけれども、老朽化が進んでいると、築50年たっていると。あと、耐震診断等も問題があるということでございまして、やはりそれらの改築を早急にすべきだろうと。さらに、皆さんからご意見いただいたところでは、公民館、図書館を合築してつくるべきだろうということを申し上げられたところでございます。それで、それらを2つ合築することをまず1番目の優先というふうに考えております。その中には、小規模なホールというのも考えられるかと思いますが、これにつきましては検討してまいりたいと思っております。優先順位の2番目としまして体育館ということでございまして、これら3つ、中心部につくられるということはいいことではございますけれども、土地等の問題等があろうかと思いますし、体育館につきましては中心市街地になく

ても、車での移動等ができるということでございますので、これらを勘案しながら建設場所等は考えてまいりたいと思います。繰り返しますけれども、体育館は2番目でございまして、1番目が公民館、図書館の合築のものだということでございます。

議 長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

わかりました。

それでは、次に何を聞くかというと、7年間も体育館を休止されて、民間みたいな個人的な考え方で、では金たまつたからつくりましょうかということでは困ると思うのです。すぐに建設するというのが行政の今後の住民のためなのです。この7年間で、休止したということは、何か今までいろんな小学校の体育館を使ったりなんかして活用されたわけですけれども、強いて公民館がなくてもやられてこられたのですが、その公民館をつくるにあたっては何も別に不便ではないのではないかと思うのですけれども、それについてお伺いします。

議 長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

体育館の建設につきましては、議員おっしゃるとおり、約7年間あったということはそのとおりでございます。ただ、その7年間の間にさまざまな議論があったこともご承知のことかと思います。今回は皆さんにも説明しまして、さらに地域懇談会でも今説明をして、皆さんのご意見をいただきながら建設していくという流れが固まってきたものかと思っております。

あと、この7年間の間で体育館が必要なかったかということにつきましては、そのような状態ではなかったということでございます。これにつきましては、今現在ある小学校2つ、中学校で3つの学校の体育館、もう一つは町の長島体育館で4つ使ってきたわけでございますけれども、小学校、中学校の体育館は、もともと中学生、小学生が使うものであり、それを一般の人間が間借りをしている状態で、やはりPTAの皆さんからは不自由しているという声が聞かれております。そういうものを解消するために体育館もつくっていきたいということで考えておるものでございます。ただし、今現在では優先順位としては2番目でございます。ただ、これを民間の活力を導入することによって、建設時期を早める可能性が出てきているということで、それらについて今年度研究してまいりたいということでございます。

議 長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

そうですか。強いて言えば、7年間も休止でございますので、皆さんから、あるいは町政懇談会等のお話でということでございますけれども、人口が減少していく中で果たしてどうなのかなと。平泉小学校の体育館も400人だかですか、舞台もつくっておりますけれども、どうかなと、もっと支出するものがあるのではないかなとこう思っていますが、それについて終わりま

す。

4番目に入ります。町への進入道路についてでございます。

町長から答弁いただきましたけれども、その県、国バイパスから2車線の進入道路がつくれ、さらには倉町まで新たにつくられましたけれども、それについてはご答弁いただきましたから、それはそれとして、坂下線でございます。坂下の道路は、平泉前沢インターからおりまして、今、道の駅の看板を立てましたので、平泉に入ってからでは平泉だよということで森下から入ってこられますが、それを見逃して、そして真っすぐに来られて坂下線から入るという方も見ているとおられるようでございます。ただし、入りますと、いくらもたたないうちに丁字路がすぐ来るわけですけれども、さてどちらに行ったらいいかわからないという、標識もないですね。それらはどういうふうに考えておりますか。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

標識につきましてはあった、小さかったかもしれないんですけど、あったような気はしますが、それが見づらいというようなことであれば、その大きさも含めて検討してまいりたいというふうに思います。

議 長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

町長から答弁されましたように、移住環境とか、観光迂回路ということで、進入の、その場所がありますよということでございますが、今、高橋課長が申されましたように、何か小さいのでもあったのではないかなということでございますが、せつかくつくられて、何も右に行ったらいいか、左に行ったらいいか、看板ございません。そういう道路でいいのですかということでございます。丁字路、何ぼも200mぐらい入っていって、右さ行けば中尊寺なんだか、左さ行けば毛越寺なんだか、全然看板もないと。電光掲示板はばっと立派につくりましたけれども、果たして効果あるかないか、そいつはまた別として、ないのですよ、課長。それらについてお伺いします、再度。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

現場を確認しまして、平泉のサイン計画に沿った計画で対応してまいりたいというふうに思います。

議 長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

では、対応してまいるということですか、いつかはわかりませんけれども、早速標識なり看板

をつけていただきたいなと、こう思うわけであります。町長からもご答弁いただきましたが、そのバイパスから県道までにつながる道路がないのです。答弁したよと町長にまた言われるかもしれませんけれども、かなり観光客が森下から入ってくる、佐野から入ってくるということで、それを混んだときに抜ける場所がないのです、スムーズに行ける場所。それらはどういうふうに思っているのですか。確かに中学校線の下はくぐって行けるけれども、上はあいつですよ、堤防の上について、あそこストップなっていますが、やっぱり産業の発展は道路からでございますから、やっぱり1本通してスムーズにつながる道路はなくてはならないと思うのですよ。それらについて1回ご答弁いただきましたけれども、再度お願ひします。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

先ほど町長が答弁いたしましたけれども、基本的な交通の考え方といたしまして、通過交通につきましては町内に入れないというのが基本的な考え方でございます。ですから、町内に用事のない車等につきましては、バイパス道を利用して町外に通過していただくというふうに考えているところでございます。それから、町内に入ってくる車につきましては、県道等に沿って町内に入ってきていただくということでございまして、新たな道路となりますと、費用、それからルート選定、それから史跡の関係、先ほど町長が答弁しましたが、かなりクリアしなければならない課題が多くあるものというふうに思っております。早急に対応はちょっと難しいかなというふうに思っております。

議 長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

早急には対応は難しいということですが、事前に前もって私が質問しなくとも、見てわかると思うのです。それらについては、やっぱりもっと早くやるべきではなかったかなと思うのです。だから、道路は産業の発展からでございますけれども、そういうことでございますので、まずもって太田川の堤防は高架に、衣川と同じように高架を持っていってもらう、これは県に、国に陳情して、そして平泉の駅前は高架でいく、そういうことになると、3つの踏切は取り払います。そうしたらお祭りも十分にできる、あるいは中尊寺通りの、今は電柱地中化していますけれども、それら以上にかなりよくなるのではないかなど、こう思うわけであります。ぜひ国・県に陳情していただいて、高架で持っていくというふうにお願いしたいと思います。

以上、私の質問はこれで終わります。

議 長（佐藤孝悟君）

これで佐々木一治議員の質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

---

議 長（佐藤孝悟君）

これで本日の日程は全部終了しました。

なお、次の本会議は明日 9 日、午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3 時 5 3 分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤孝悟

署名議員 氷室裕史

同 寺崎敏子